

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 7 年 1 2 月 会 議

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 7 年 1 2 月 1 2 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 一般質問について
- 日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 議案第 2 9 号 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 0 号 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 3 1 号 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3 2 号 洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 3 3 号 洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 3 4 号 洞爺湖町環境基本条例等の一部を改正する等の条例について
- 日程第 9 議案第 3 5 号 指定管理者の指定について
- 日程第 10 議案第 3 6 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 11 議案第 3 7 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 議案第 3 8 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 13 議案第 3 9 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 議案第 4 0 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 15 議案第 4 1 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 16 議案第 4 2 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 17 意見書案第 9 号 クマ対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書 (案)
- 日程第 18 意見書案第 10 号 将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書 (案)
- 日程第 19 陳情第 1 号 洞爺湖町議会議員の定数見直しに関する陳情について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第19まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	石 川 邦 子 君	2 番	小 林 真 奈 美 君
3 番	千 葉 薫 君	4 番	五 十 嵐 篤 雄 君
5 番	今 野 幸 子 君	6 番	室 田 崇 行 君
7 番	大 屋 治 君	8 番	大 久 保 富 士 子 君
9 番	越 前 谷 邦 夫 君	10 番	石 川 諭 君
11 番	板 垣 正 人 君	12 番	大 西 智 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 道 英 明 君	副 町 長	八 反 田 稔 君
総務部長	高 橋 秀 明 君	経済部長	佐 野 大 次 君
洞爺総合 支 所 長	若 木 涉 君	経 済 部 長 次	篠 原 哲 也 君
洞爺総合 支 所 副 支 所 長	片 岸 昭 弘 君	総務課長	末 永 弘 幸 君
企画財政 課 長	藤 岡 孝 弘 君	政策推進 課 長	田 仁 孝 志 君
住民税務 課 長	宮 下 信 一 君	健康福祉 課 長	高 橋 憲 史 君
子育て支 援 課 長	平 間 義 陸 君	介護高齢 課 長	鎌 田 智 子 君
観光振興 課 長	野 呂 圭 一 君	産業振興 課 長	仙 波 貴 樹 君
生活環境 課 長	高 橋 謙 介 君	上下水道 課 長	宮 古 義 信 君

地域振興 課 長	後 藤 和 郎 君	会 計 者 管 理 者	兼 村 憲 三 君
教 育 長	洪 川 賢 一 君	教育推進 課 長	細 江 幸 恵 君
社会教育 課 長	角 田 隆 志 君	代表監査 委 員	山 口 芳 行 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐々木 勉	書 記	黒 澤 博 美
庶務係	木 村 暁 美		

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12名全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、9番、越前谷議員、10番、石川諭議員を指名いたします。

◎一般質問について

○議長（大西 智君） 日程第2、一般質問を行います。

本日は、9番、越前谷議員の1名を予定しております。

9番、越前谷議員の質問を許します。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 9番、越前谷でございます。

これから通告をいたしました案件について質問させていただきます。1点目は経済対策について、2点目は洞爺湖町例規集について質問させていただきます。

毎度申し上げておりますが、一般質問というのは政策論争の場であるわけでありますから、できるだけ大局的にとっておりますが、案件上、具体的な細部にわたっての質問も多くなるのではないかなと思っておりますが、その点、ご理解とご了承を賜りたいと思うわけであります。

2025年も、正確にいきますと、あと19日で終わろうとしております。洞爺湖町におきましても、イベントなどは多岐にわたって行われたわけでありますが、私は特に極めて残念なのは、条例で定めておる名誉町民2人の方が亡くなりました。8月7日には故長崎良夫氏、そして全道の議長なども歴任しました朝倉英隆氏は11月30日に亡くなったわけであります。この名誉町民というのは、自分の記憶では半世紀に一人出るか出ないか、そういうこの極めて私どもにとってはすばらしい方であるという思いを持っております。

このお二方というのは、旧虻田町、あるいはまた、現在の洞爺湖町の礎を築いたと言っても過言ではないのではないかな。その方が2025年に2名亡くなりました。しかしながら今議会において、この名誉町民に対する黙禱などをささげるということもない。行政報告もない。

一体どうなっているんだろうなど。大いに反省しなきゃならないのではないかなと思っております。しかしながら私は独り言で、このお二方に対しましてこの場を借りて改めて哀悼の意を表したいと思うわけであります。

2025年12月8日には、午後11時15分頃に沖縄県東方沖を震源とする地震が発生をされまして、けがをされた方が51名ということであります、北海道は11名であります。そして、被災された方々にこの場を借りて、心からお見舞いを申し上げたいなと思っております。

この地震等々によって、非常に経済にも痛手を被っているというのは、内容については割愛をさせていただきますが、大変なこの正月を目の前にして厳しい環境になっているだろうと思っております。

私は早速この経済対策に入らせていただきますが、常にこの今回の経済対策というのは、この通告にも触れてありますように、一般会計では18兆3,034億円、これは重点支援地方交付金として2兆円ほど計上されておるわけであります。

これから各自治体にそれぞれの金額が交付されるだろうと思うのですが、ただ私は今回の交付金で洞爺湖町としてどういう支援策を講じようとしているのか。この物価高対策に対してどのような策を講じようとしているのか。さきの質問で答弁等々を伺っておると、何かしら地域振興券、最終的にはなるのかなと思っております。

ところがまちの中に入ってみると、越前谷さん、国からお金に来るんだったら現金給付をお願いしますよ。お金であつたら、いろんなものを購入できる。食料費ということもうたわれておりますけれども、そういうことを考えれば現金給付が一番いいのではないの。今日も除雪してと言われました。洞爺湖町ってどうなるの、おこめ券か。どうなるの。水道基本料金無償化をするの等々を言われて、やっぱり現金給付がいいよねと。

それというのも、これはトップあたりには真剣に聞いてほしいんですけども、石破内閣のときに1軒につき2万円給付するって言った、2万円給付。ところが選挙の結果で総括をしたら、この給付が壁となって与党が負けたということだから、あんまりこの2万円給付というのは、あまり選挙戦にはプラスにならなかったよねと。こういうことで結果的にはやめるということになった。

ところが、やっぱり1軒につき2万円くれると言った石破内閣時代の2万円が来るのではないか。そう期待しておった方々が私は多いのではないかなと思うんです。

それと併せて、洞爺湖町の場合は88歳になったら2万円をあげていた。これも今年度からなくなった。あわせて、来年度になったならば、今、敬老の日に行行政として1,700円、そして自治会あたりが300円ということで、2,000円何がしのいろいろ現金給付、チケット等々、お米等々もあろうかと思っておりますけれども、この2,000円ほどのもなくなると。

私も後期高齢者でありますから、後期高齢者になると1,000円、2,000円というのは非常に大きいんですよ。来年なったら、また2,000円もらえないの。2,000円の商品券もらえないの。あら、そうなの。洞爺湖町の行政として冷たいのではないのと。

これは私も背中から水をかぶされたような気がします。それというのも議会議員でありますから、行政に参画している者として、住民の声に応えられる行政でないんだなということを、私自身反省をしております。

そこでね、やっぱり先ほど申し上げましたように、いろいろこの全国的にこの重点支援交

付金を利用して何々にするとか、何にするとかということが随分新聞紙上でも出ております。私も今回いろいろ事情があつて、ワイドショーなどを見る機会が多かったんですね。それから国会中継なども多かった、見る機会が。

見ていると、現金給付は駄目だという答弁はないんですね。ないんですよ。ただ、推奨されておる事業のマニュアルには、この手元にありますけれども、現金給付もいいということは書いてないけれども。ところが、国会中継などを見ていると、現金給付は駄目だという答弁はないんですね。各自治体にお任せすると。各自治体にお任せするということでございます。

さきの10日の一般質問などを聞いていると、何か洞爺湖町としては、落ち着くのは地域振興券になるのかなという自分は受止め方をしました。だけど、地域振興券を出すにしても、いろいろと経費やら、それから時間的なことを考えると、随分時間がかかるでしょう。

これは言うまでもなく、現金給付であっても時間はかかると思います、私も。振り込むということになれば、その人の振込先、振込の何ていうのですか、ナンバーだとかということを確認すると相当時間がかかると思います。

でも、今日の朝のテレビでもやっているおこめ券も評判がいいようで悪い。ところが、おこめ券1枚につき経費等を引けば440円になるんですね。このおこめ券もそれじゃあ、おこめ券とした場合には、1月の中旬以降になるという、手元に入るのは。

そうすると、この現金給付をやっても時間がかかる。地域振興券等々をやっても時間がかかる。それはどういうことを言いたいかというと、マイナンバーをカードにするときに、いろいろと一生懸命、担当者あたりは努力されたのは目に見えているけれども、全員にマイナンバーカードが配付されたわけじゃないでしょう。

それから、とうやコインなどの取組も一生懸命、ここ何回かやってきておりますが、それも相当な時間がかかるだろうと思うんですね。そういうことを考えれば、何かしら住民の声として多い現金給付あたりにはならないものかどうなのかという気がするんですよ。これが1点。

それと、これは課長に質問したら時間の関係上ありますから、自分のほうで言いますから。この11月14日あたりにはもう内閣府あたりから公示されていると思うのですが、今回の補正国会も、自分のほうで言いましょう。聞こうと思ったんだけど。

11月17日、これ大体与党に合わせて、与党というと自民党と維新と、それから国民民主党と公明党もこの補正予算に賛成するということでありますから、恐らく会期は17日までですから、17日には間違いなく上がると思うんです、私は。

それから、例えば交付額が決まっておりますが、うちの企画財政課長は物すごくフットワークのいい人ですから、もう大体おおむね幾らぐらい来るというのは、大体私もつかんでおりますけれども、分かっているだろうと思うんですよ。

それから11月14日にはもうマニュアルみたいなのが来ているのだから、そこそこ地域振興ということでこうやる、ああやるということが頭の中にあつて、10日の一般質問では地域振

興券あたりになるのかなと思っているんですけども、私はどうも住民の声として多い現金給付にしてはどうか、多少時間がかかったとしても。

それでね、1軒につき幾ら、地域振興券になったとしても、現金給付になったとしても、1軒につきお幾らなのか。それともお一人様にどのぐらいの地域交付券をあげようとしているのか、その辺をまず伺っておきたいなと思います。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） ありがとうございます。

今回の国の補正予算に基づく重点支援交付金のメニューにつきまして、現金給付がよろしいのではないかと。多くの町民の方がそのように望んでいる方も多くいらっしゃるということでございましたけれども、今、町のほうでもこの重点支援交付金のメニューのほうは検討しているところでございます。

昨日、衆議院で法案が通過して、恐らく12月16、17日あたりでこの国会補正予算が可決されて、その後、全国の地方自治体のほうにこの交付限度額が、配分額が決定されるものと思っております。

一応、額をある程度つかんでいるのではないかとということでございましたけれども、まだはっきりとは分かりませんが、前回の重点支援交付金につきましては、洞爺湖町の場合、4,719万2,000円でありました。

今回の重点支援交付金につきましては、国の予算が2兆円ということで、幾らぐらいということではっきりとはまだお伝えできませんけれども、恐らく1億5,000万円ぐらい程度は配分額があるのかなと。

その中で洞爺湖町のメニューを検討するということでもありますけれども、今ちょっと自分のほうでもどのように全国の自治体が今回の給付金を考えているのかということで、確かに、現金給付を検討しているところも結構ありました。現金は駄目ではありません。

これが一番やはり町民の皆様には喜ばれるかもしれませんが、ただ、国のほうでは、現金は駄目ではありませんけれども、様々な地方自治体の地域の実情に応じて、これが地域振興券なのか、クーポン券なのか、あるいはおこめ券なのか、現金なのかというところで、メニューのほうは自治体のほうに委ねるとされているところではございますけれども。

昨日の議会の答弁でも申し上げましたけれども、まず現在、町として検討しておりますのは、とうやコインを使った手法で今回の物価高騰対策支援にできないかどうかというところを、現在検討しているところでございますけれども、まずその現金給付につきましては、受け取った個人がどこで使うのか。使うのは自由でありますけれども、このお金がまず地域内で消費されないということが、町内への経済効果が限定的になるのではないかと考えております。

地域通貨とうやコインにつきましては、地域内でのみ使用可能なものなのですが、同時に町内の店舗、あるいはサービス業における消費を促進することができると考えております。物価高騰に苦しんでおられる町民の皆様に対する支援が、町内の消費を促進する形で還元されることにも意義があると考えております。

現金では外部に流れてしまう可能性がある中で、このとうやコインを用いることで、町内での消費が直接経済効果をもたらして、それが町内の小売、それから飲食店を同時に支援することもできると考えております。

去年、一昨年のとうやコインを導入したのは1月からですが、この導入の目的の一つには、やはり地域内の消費を促して町内の商店を支えることも、これ、目的の一つであります。今回の交付金につきましてもこれ単なる経済対策にとどまらず、町内の店舗の存続をとうやコインの目的の一つは、これを存続するということも目的の一つでありまして。

高齢化が今、洞爺湖町の場合進んでおりますけれども、この町内の店舗を支えることが、将来的な買物難民というのも防ぐことにも将来的にはつながって、これが住民の福祉の向上にもつながるものなのかなというふうに考えているところでありますので、まずそのような感じをお願いしたいと思っております。

○議長（大西 智君） 藤岡課長。

1戸なのか一人なのかという質問もあったんですけれども。

藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 今、とうやコインにつきましては、一人につきというところと考えておりまして、金額についてはまだ配分額のほうは正式には決定しておりませんので、これから検討してまいりたいと思っております。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今、課長の答弁を聞いていると、自分もその程度をつかんでおったのですが、例えば今回の重点支援交付金ということで約1億5,000万円ほど来ると。洞爺湖町の世帯数は、3,000、4,000ないですよ。

4,000ないわけであって、これは自分の考えを今申し上げているのですが、4,000軒に、例えば2万円ほどやっても8,000万円で、経費を入れると8,500万円ぐらいかな。あとの6,500万ぐらいは、いろいろな推奨事業のマニュアルの中に適していることに使えると。これをやれば、大変住民が喜ぶのではないかなと思う。確かに、地域のこの商工業者であるとか、そういったところの活性化は残ったものでやればいいのではないですか。

それから現金給付はしたならばよそへ行くとか何とか、必ずしも今回の重点支援交付金の活用というのは、地元でやらなきゃ駄目だよということではないんですよ、これは。地元だけでやらなきゃ駄目だって、地元の中だけで。そういう物価高対策ではないということを分かってほしい。

それでね、常にやはりやる場合においては、公平平等でなければ駄目だと思うのさ。それで一番の求めているのは低所得者、低所得者をどう支援していくのかということを考えてなければならない。

そして、当然今までも取り組んでおりますように、非課税対象者はもちろんのことですけれども、これは非課税対象者は別途また子供に対して2万円とか、少子化対策の一環、あるいはまた子育て支援の対策ということで、それはメニュー以外になっているわけでありま

すから。

自分はね、トップね、洞爺湖町の場合は本当にこの88歳の2万円も消えた。来年になったら2,000円の商品券ももらえないんだってきって、こういう落胆する、がっかりする住民にはしたくないなと思っているんですよ。

いやあ、洞爺湖町はね、1軒につき2万円くれたよって、我々困っている人のことを真剣に考えている自治体だわと思われるのではないかな。そのほうの選択のほうがいいのではないかなって気がするんですよ。

そして、マイナンバーカードにせよ、それからとうやコインにしよ、取り組んだけれども、100%でないでしょう。何%の交付率になっていますか。これ、自分も分かっているけれども聞いておきましょう。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 11月末時点の人口が7,772人、世帯数は4,724世帯であります。

とうやコインの取得率ですけれども、この7,772人に対して3,675人でありますので、50%弱というような割合でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） だから今聞いたように、やっぱり何だかんだといっても50%ぐらいでしょう。そうすれば、例えば現金給付のほうに舵を取ったとしても、半分ちょっと時間がかかるかなという程度のものでしょうか。

自分はその辺を、住民の方々も、洞爺湖町、現金給付にするんだってき、よかったわと。1月に入るんだってき、多少時間がかかってもそのほうがいいよねというのが圧倒的多数ですよ、今回の。このことを住民の声として私は代弁しているんですけれども、このほうがやっぱり住民の心の対策を考えないと、今は。

物価対策は、住民の心の対策を考えてあげるべきだと思うんですよ。そういうことを考えて、ぜひこのことばかりやっていただけませんか。そのことを考えていただきたいなと思います。

答弁は後ほど、まとめてトップのほうからお願いしたいなと思うんですけれども、そういう住民の声に応える、住民の心対策に行政は真剣に取り組むという、この重点支援地方交付金を運用すべきだ、活用すべきだということを申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

それで2点目は、温暖化の影響で北海道近海の水産物は危機的状況にあると。とりわけ、噴火湾のホタテ養殖にも影響が出ていますね。森町の砂原では毒性が発生して、貝毒が発生して出荷ができないという。それから青森では、ほとんど今回は、成貝は発注できる状態ではないと、水揚げする環境ではないと。

それでね、洞爺湖町の噴火湾、洞爺湖町の目の前の噴火湾の水質であるとか水温であるとか、そういったことを考えれば、もっと新たな、漁業者に対する副業になれるような養殖事業に着手してはどうかなと思うんですよ。

それで、私は水温に1度、2度上がったならば、今後ホタテ養殖というのは厳しいのではないかなということで、漁民のある方と話したら、いやいや、越前谷、この稚貝を採ったときの取扱いだとか、あるいはまた養殖のつり下げる深さによっては、幾らでもそれがクリアできると、対応できると。こういう声を聞いて、自分は本当にうれしかったです。そうなんだと。

我々は単純に1度、2度上がったら、将来のホタテ養殖というのは駄目になるのではないかなと思ったけど、やり方一つなんだって。乗り切ることができるんだって、そういう意気込みを聞いて、私は本当にほっとしましたし、安心しました。本当にその方に敬意を表したいぐらいです。

それで、その方もいわくには、大体ホタテの水揚げというのは9月頃から3月頃まで収入がありますよね。ところが、6、7月というのは、収入はないんですよ、今の漁業者というのは。

それで、私はこの6月、7月あたりに水揚げできるような、そういうこの養殖に着手してはどうかということ、これは、今までは救済策は漁民に対して講じているけれども、支援策というのはあまりないですよ。生産性につながる支援策というのはあまりない。

そういうことを考えれば、今は宇宙でも養殖できる時代ですから。スリッパがけでもアワビでもウニでもコンブでも養殖できる時代ですから、そういったことに、やっぱり時代に沿った漁業対策というものを真剣に考えていくべきじゃないのかなと思っています。

そこで、浅海部会の方々は、いち早く今コンブの養殖に着手していますね。そういうことを考えながら、私はコンブの種類というのはどのぐらいあるのかなと思ったら、世界で19種類あるんですね、コンブの種類というのは。

そのうちの北海道近海で採れるコンブの種類というのは、11種類もあるんですよ。11種類も。いろいろコンブというのは違うんだと、自分も勉強になりましたけれどもね。それで部会の方々は、浅海部会の方々は、コンブの養殖に着手した。

そして、ある方々には言わせると、そしてまた先ほどのホタテのまだまだ大丈夫だと言ってくれた漁民の漁業者の指導者と言ってもいい方なのですが、その方から聞くと、ウニの養殖に着手してはどうかと、ウニの養殖。

ウニの養殖でもバフンウニは駄目なのですよ。ムラサキウニでないと駄目なのですよ、この海域からいけば。昔は赤川の海域、黒岩海域でもバフンウニは採れたんですけども、今は白化現象がどんどん進んでいって、バフンウニは駄目なのですね。

それで、ムラサキウニを何とか養殖してはどうか。じゃあ、養殖するんだったらどこでやるのさと聞いてみた。何、大磯の港の中でやればいいべやと、そうなのですよ。

前にも何回も話しているけれども、熊石の自分の生まれ故郷で自分の家から1分か2分で車で行ったところで小さな港があるのですが、その港の中でウニを養殖しているんですよ、ムラサキウニを。

そして、ムラサキウニの養殖の餌はどうなんだって考えたら、前の議会で申し上げたと思

うのですが、アスパラのはじいたのをやるんですよ。このムラサキウニというのは、雑食系と言ったらオーバーかも知れないけれども、バフンウニと違ってムラサキウニはキャベツでさえ食べると、餌代わりにするという。

だからね、そして、やっぱり私はふるさと納税の返礼品にも大いに活躍できるのではないかなと。それから、洞爺湖町においてはウニの加工場もありますね、大きなね。北海道でも全国と言ってもいいぐらいの加工場もありますよね。それから、消費できる道の駅もある。洞爺湖温泉もある。

そういったことを考えて、主力はもちろんホタテ養殖になるでしょう。今まで巨額な機材を投資しているわけですから。だから副業になって、ウニなどは、冬は出荷できません。これから陸でやるようになればできるんだろうと思うけれども、今の状態では漁業者が求めている6月、7月、8月の収入になるわけだから。その収入源になるわけだから。

これトップね、これからの漁業振興というものを考えたならば、やはりこの陸でやる養殖にも着手する。自分は議員になったときに、月浦でスッポンの養殖をやってはどうかのかと発言した一人です。

それから、これからの魚を獲るためには噴火湾に人工島を造ってはどうかって言った一人なのですけども、そういうやっぱりいろいろな知恵を出し合って、この厳しい水産の方々の状況、環境から脱却できるような、それは知恵を出し合うべきだと思いますよ。

これは行政ばかりが力を入れるのではなくて、漁業協同組合だとか、漁業者だとか、あるいは行政と三者一体となって、どういう養殖漁業に着手するべきなんだということをお互いに声を出し合えば、いい方向性が出せますよ。これはね、ぜひ取り組んでいただければなと。

経済部長は物すごく乗り気です。意欲は持っていますよ、自分と意見交換したんですけれども。やはりね、本当にみんなでこれからの第1次産業と漁業部門を考えたならば、ホタテ養殖は主力であるけれども、第2のステップとして陸で養殖できるような、そういう事業に着手するべきだ。

例えば大岸に行ったら、大岸の元の中学校を利用して、ナマコの稚貝をあれしているのではないですか。稚貝と言わないんだな。ナマコの稚魚というのかな。後で答弁もらうから。やっていますよ。ほうぼうで、アワビでもやっている。

そういう時代だけに、やはりこの時代に沿った産業の在り方というものを、そして生産性のあるものをどうしたならば高めることができるかということを真剣に考えて、話し合いをするべきだと思っていますよ。

私はね、これも心配して申し上げたのですが、政治家の一言というのは重いですよ。政治家の一言というのは。中国で反応しまして、渡航は駄目だって。駄目というか抑えてくれとか。あるいは日本の水産物は輸入しないとか、いろいろやっているようですけれども、この政治家の一言というのは重いなと思って。

そのことも漁民と話したならば、福島原発の処理水の関係で、いろいろこの中国には出荷できなくなった、輸出できなかったということで、アメリカであるとかベトナムに販路を

拡大していききましたね。そのことが功を奏して、いやいや、今中国でそうなっているけれども、中国にも輸出したいけれども、アメリカだとかベトナムに販路を拡大して市場があるから、そう心配したものでないということを聞かされて、これも私は安心しました。

でも、これからどのようになってくるか分からない。例えば中国の大手3社の航空会社が、3月31日まで飛ばすことをやめると言うんだから。これ2月に中国のお正月だか、ありますよね。今までどんどん日本にも来てくれた、北海道にも来てくれた、洞爺湖温泉にも来てくれた。

この方々が来なくなったら、洞爺湖町の地域経済というのはどういうことになっていくのですか。これは、やっぱり心配しながら対応策を考えるべきじゃないのかなと。

長くなりましたので、課長、答弁をお願いします。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり噴火湾のホタテ養殖につきましては、近年の高水温等の影響によりまして稚貝の採苗不良をはじめ、稚貝の生残率の低下やホタテのへい死、また生産量を上回る雑物の発生など大変厳しい状況でございます。

また、ホタテの水揚げが1月から3月の冬場に集中しているため、夏場の収入減をどう確保していくかは、将来の漁業経営にとって極めて重要な課題であるというふうに認識してございます。

その上で、現在、漁業者の皆様は高温の対応といたしまして、ホタテの生存率を高めるため、海水温の状況に合わせた作業時期の調整をはじめ、様々な工夫や改善を進めるなど、漁業現場におきましては、不断の改善努力が重ねておられることを認識してございます。

また、議員ご提案のホタテ以外の養殖につきましても、漁業者におかれましては、実入りの悪いウニをエサの豊富な藻場へ移植をされたり、また議員のご支援により整備されたナマコ養殖場の活用や、さらには、先ほどもありましたが、コンブの養殖にも取り組んでおられており、これは水産物の多角化のみならず、磯焼け対策や藻場再生といった環境改善にもつながる大変重要な取組であるというふうに認識してございます。

町といたしましてもこうした現場の取組を尊重しながら、水産物の多角化や水産資源の回復、さらには地域経済の安定化に向け、昨年からは伊達市、豊浦町、洞爺湖町の各地区代表の漁業者と各首長の懇談を開催いたしまして、必要な協議や情報共有の場を設けているところでございますが、このような取組については、引き続き続けていかなければならないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 長々と申し訳ございません。今、いろいろな養殖にも着手するというけれども、それはもう本当ちょっとですよ。だけれども、自分が言っているのは、やっぱり三者一体となって、こういう養殖に着手しようじゃないかということの、規模を拡大する

という考え方はないのかということも含めて伺っているんです。

そういう小さなやつは、試験的にやっている人はいますよ。先ほど言ったようにコンブ、ウニも。ところが、やっぱりそれなりに、三者というのは、首長ね。行政だけお金を出せって言っていない、自分も。やっぱり三者一体となってやろうじゃないかっていったら、漁業界でも漁業者でもそれは出し合ってやるべということになりますよ。

今のナマコの件だけでも、私は長崎町長時代もお願いして自然石を、ナマコを採取するためには、水揚げするためには自然石の投入が必要だということでやっていただいて、それなりの成果が出ていた。

ところが、東日本の大震災で津波が来て、全部漁場に砂がかぶさって駄目になっちゃった。それで今度、第二弾として真屋さん時代にもう一回やっていただきたいということで、1,400万ほど予算化していただいて自然石を投石してもらった。

それが、なぜ1,400万まで、規模にもよりますけれどもできたかということ、台船が隣の伊達に来ていたんですよ。その自然石を運ぶ大きな台船が。よく見るでしょう、海を見ると。あの台船が来ていたからそのぐらいでできたんだけれども。

台船は新たにお願ひして、ここへ来てやるというなら相当な金額はかかると思うのですが、そういったことも含めて、噴火湾の中でどこかで台船を利用するらしいですよ。活用しているらしいですよ。

そういったことも含めて、ウニがいいのか、コンブがいいのか、アワビがいいのか、ナマコがいいのかは漁業者と十分話し合って、やる方向で取り組んでいただきたい。悲観的な考え方で協議する必要はないと思っています。

生産高を高めるという、そういうことでぜひ取り組んでいただきたいと思うのですが、ここまででトップ、どうですか。トップの答弁を求めたいんですけども、どのような見解をお持ちになりましたか。お願いします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） ありがとうございます。

経済対策という大きな枠組みでございますけれども、まずは令和7年度補正予算につきましては、昨日、国会のほうで通ってきたということでございますので、政府の取組、非常に重要であると思っております。

その中で、洞爺湖町におきましても地域経済の安定と持続可能な活性化を目指して、これまで実施してきた施策に加えて、今回の補正予算に基づく重点支援地方交付金を活用させていただきたいと思いますが、特に注目はやはりエネルギー、物価高に影響を受ける世帯、事業者への支援を強化する方針でございます。

今後も地域資源を最大限に活用して、観光、農業、商業など各分野と連携した支援を行いたいと思いますので、町全体での経済の底上げを図ってまいりたいと思います。

細かいところの今ご指摘いただきました物価、特に心の対策としての現金給付等、今ありましたけれども、現下のほうでは、今とうやコインとか地域デジタル通貨ということでは

いろな、いかに早く町民の皆様の元に届くかということも検討しながら進めてまいりたいと思います。

2点目の温暖化対策のホタテ云々でございますが、議員ご指摘のとおり、温暖化の影響、特に噴火湾のホタテ養殖業に深刻な影響を与えております。収入減少や水温上昇による漁業経営への影響が懸念されます。

議員ご提案のウニ養殖は、有望な選択肢だと思っております。ウニは陸上養殖も可能ですし、地域農産物をエサとして活用できるため、地域資源との連携が期待できると思っております。

町としては、先ほど課長の答弁にもありましたように、漁業者や漁協と連携して、これらの取組に向け、協議していきたいと思っております。先ほど三者がということで、やはり行政だけがお金を出すということではなく、三位一体となってやっていく、そういった方向性の中で道筋をつけてまいりたいと思っております。

以上でございます。貴重なご意見、ありがとうございました。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それであれですね、3番目の漁業者の人手不足ね。これ、簡単にいきますが、人手不足はこれからもっともっと進みますよ。

それで、今の法律は27年の3月31日で終わっちゃうんですよ。そして、27年の4月1日から新たにあれができるんですね、法律ができて運用開始になるのですが、それはどういうことかということ、今度は今まで1993年から始まった技能実習制度というのがなくなるんですよ。これは低賃金の長時間労働であるとか、あるいは安価な労働の確保手段とかという批判もあって、2027年3月31日、これで廃止になります。

そして、新たに育成就労制度を新設するんですね。これはどういうことを指すかということ、今まで3年間は絶対にこういう技能実習生というのは移動できなかったんですよ。今度は、同じジャンルばかりじゃなくて別なジャンルにも移動できるようになるのが、今回の特定技能制度というんですね。これ、新たに法律ができるわけであります。

洞爺湖町の場合では、これは漁民とか農業ばかりじゃない。いろいろ医療もあるし、観光等々あるでしょう。そういった方々も確保するのに大変になってきますよ。それというのも、今度は自由に行きたいところを選んで行けるようになるんだから、来て。あそこ給料がいいようだよと、時間給いいようだよといったら、行っちゃうんだよ。

それで、北海道の最低賃金というのは、1,073円ですよ。そして北海道は、分かっているけど聞くんだけど、東京は幾らですか。

○議長（大西 智君） 分かればよろしいです。

仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） すみません、ちょっと手元に資料がなくて、正確な数字かどうかは分かりませんが、1,200円程度だったというふうに、ちょっとすみません、記憶違いかもしれませんが、そういうような認識でおります。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 東京は1,222円です。というのは、何でここを聞いたかというのと、やっぱり外国から働きに来たら、1,073円のところよりも、それこそ、いろいろ生活環境もいい東京に集中していきますよ。1時間約200円も違うんだから。そういうことで、やっぱりこれから外国から来る方々だとか多くなると思いますよ、働く労働者というのは。

課長、聞きたいんだけど、入管税というのはどのぐらいになるの。企画財政課長。

○議長（大西 智君） 通告にはないんですけども、分かればよろしいです。

仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） すみません、入管税といえますか、ビザ取得にかかる費用が一人6,000円というふうになってございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それで、トップね。外国人からこの実習生で来る方々は、片道大体30万ぐらいかかるんだってさ。今、洞爺湖町内で働いている、そういう外国人労働者というのは約300人ぐらいでしょう。違いますか。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 12月1日現在での外国人、まず人口なのですが、外国人人口は330名で、そのうち就労可能な在留資格者は257人となっております。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 250人に対しても例えば30万円が要となったら、何千万と補償って、自分はそういうことを言わない。というのは、10分の1と言ったら何千円単位なのか。例えば3分の1を出すとかね。それも、こういうことを考えればいいと思うんですよ。

最後まで3年間、十分勤めてくれた方々に対して出すようにすればいいんですよ。それは、出すのは本人が出すのではないんだよ。雇った側が出すんだ。雇った側対策として、そういうことを考えてはどうかなと。

時間の関係があるから、トップね。これもやっぱり洞爺湖町の優遇措置とか待遇措置いかんでは、来る外国労働者も少なくなる可能性はありますよ。1時間の単価当たりだとか給料の面からいけば。そういったことを考えた対策を、今やらなきゃならない対策はここだというものを生み出さないと、駄目だという気がするんです。

だから、観光課長も答弁したようなんだけど、変わってすぐだから割愛するけれども、やはり観光産業で働いている方々等々含めて、やっぱりその辺の支援策というものを考えてはどうかなという気がしますので、時間の関係もありますから、どのような見解をお持ちですか。副長でも結構です。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） ありがとうございます。

今の漁業者のお話を中心でしたけれども、観光も含めて、やはり労働者不足ということで、特にそういった中では外国人の中で今、議員ご指摘のとおり、外国人の労働者受入れに対しては、出入国手続ですとか初期費用が本当に大きな負担だと聞いております。

派遣型サービスの導入により、漁業者のほうは若干負担軽減が期待されるようなところもございますけれども、今後こういったところも含めて、また育成就労制度ということも言及されておりましたので。

都市部へ流出するということで、そこら辺のところも町としても真剣に受け止めておりますので、受入れ体制の整備や生活支援を充実させると同時に、今後のその支援策ですね。それと地方の低い時給のところから高いところに行く、そういったところも含めて、この受入れする親元のほうの支援ということも大事だと思っておりますので、漁港の漁業の振興と人材確保に向けては、漁業者、漁協、行政と、特にこの漁業のほうについては、少し持続可能な形ということで継続して協議させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 時間の関係もありますから、2番目の洞爺湖町例規集について質問させていただきます。

これは、ここに書いているとおり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、自分は改定についてということをお願いさせていただきました。

今議会でも水の駅の隣接の土地がどうかこうとかという、それなりの思いで質問されている方もいるのですが、それはそれとして、私は今回の公募型プロポーザルというのは、洞爺湖町として、行政としても、議員としてもどんなメリットがあったのかなと思うんですよ。自分は思っているんです。

それというのも、今回の公募型プロポーザルというのは、ご存じのように1,000万円以上であつたら議決が必要だと。5,000平米であつたら議決は必要でないと、土地の場合ね。何だよと。そして、じゃあ議会というのは、議員というのは何なのよと、自分は思っていますよ。議員が一般質問等々で取り組まなきゃ、協議する場がないんですよ。

少なくとも、議員というのには、前に申し上げたように、住民代表者ですよ。だとするならば、議会と十分事前協議もあつてしかるべきな条例にしなければならぬというのが今回の趣旨です。それでね、例えばえぼし岩の面積というのは、どなたか、どのぐらいですか。

○議長（大西 智君） 後藤地域振興課長。

○地域振興課長（後藤和郎君） えぼし岩公園の面積でございます。登記簿上の面積ですが、3万6,182.92平米でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それで、なぜ今、議決したえぼし岩のことを聞くかというとな、えぼし岩の売却額は7,000万円ですよ。それで、これは議決が必要であつた。ところが、水の駅の横の面積というのは約4,000平米で、5,000平米以下なわけだから、2,220坪。

ところがね、これで条例の中身見ると、俺、解釈の仕方だと思っているんだけど、行政は行政なりの解釈で物を言っていると思っていますから、それはそれとして受け止めますが、7,000万円で売ったところは議決が必要で、8,000万円で売ったところは議決が必要でないというのは、これ、どう見たって穏やかな条例ではないのではないですか。

だから、私はね、この当時、平成18年3月27日ということになっているけども、私はわけありで、このときは議会にいなかったんだけど、いわゆる先にこの大きな庁舎を建てる見通しがあっただけに、この公募型プロポーザルというものを条例化したと思うんですよ。それはそれでいいと思っている。

ところがね、土地を売買するのに、それから土地を、そこを利用して民間の力を導入するとかってなったらね、これはやっぱり、このプロポーザルというのは問題あると思っている。反省するところがあると思う。

なぜかと言ったら、もしトップがですよ、こういう地域にしたいんだ、こういうことで審議委員会の皆さん方も協議していただきたいと言ったら、背任行為で逮捕ですよ、これはね。そうでしょう。だから、あなたが一言もしゃべらなかった。正解なのですよ。

あれで、自然と調和の取れた、そういうこの地域の活性化に向けた、そういったことを導入しましょうだとかと言ったら、これ、背任行為ですよ。これは、一言もしゃべらなかった。副長も無言であった。正解なのですよ。

ところがね、議会も出せないって。この間の説明会でも、ある方が手を挙げて、質問と言ったら、議員さんには後ほど説明しますので、ペケですよ。メッセージを出せない、考え方を出せない。こういった条例の在り方というのはね、やっぱり改定したほうがいいのではないかなと思うんですよ。

これから、そんなにプロポーザルを使ってやるようなことはないのではないかなという気がするんですけども、えぼし岩公園の、さっき言った売却額が7,000万円で議決が必要。平米数が少ないからと言って、水の駅隣接の売却は8,000万円であるにもかかわらず、議会の議決が必要でないって、こんなアンバランスな条例ってないでしょう。

どう思いますか。副長、どうですかね。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 今の条例の考え方といいますか、ご提案をいただいた趣旨といたしましては、こういう大事なことを議会にもかからないで、それで、こういう契約を行っている条例に対してどうなんだということかと、今、聞いて思いました。

確かに、7,000万円、8,000万円の数字が高いほうが、その条例上は議会の議決が要らないという、逆に言えばそういうことなのですけども、この中で、基本的な考え方は地方自治法の中にそういう規則がありまして。

その中で、地方自治体は、700万円以上5,000平米以内は要らないと、逆に言えばそういうことなのですね。それに基づいて、今、うちのまち、それに近いような1,000万円の5,000平米というものがつくっているかと思います。

私どももちょっと、今回、こういう経験をさせていただいたときに、本当にこれでいいのかなと何度も見直した立場の者でございます。今後もしたらいいんだということで、今回に限っては、昨日も申し上げましたとおり、来月の補正予算か何かになると思いますが、この歳入の議決はいただこうとは思っています。

その中で、議会にお諮りする機会が目の前ではできるのかなと思いますが、今後、先ほど議員がおっしゃったとおり、どれほどあるかは分かりませんが、この考え方、もう少し時間をかけて整理をさせていただいて。

その時代のニーズに合ったと言いましょか、いろんなこういう事象がこれからも起きてくる可能性もありますので、ここで断言はしませんが、取りあえず我々、しっかり勉強させていただいて、今、議員にご提案していただいたご懸念しているところについて、解消できるように努めてまいりたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） これから大変失礼なことを言うかも知れませんが、今の公募型プロポーザルで、今回、えぼし岩公園も売却した。今、副長が言うように、1月に水の駅隣接の土地の売却についても、議会の議決、議決というよりも、補正で出るということだけでもね。

これ、選んでいる方々は、町長が委嘱している審議委員会のメンバーの方々が選んでいるんですね。これから、洞爺地区の水の駅の隣の土地を利用して、こうこうこういうことでやったほうが洞爺地区の開発にもいいということ。

それでね、自分、思うんだけどね、じゃあ、審議委員会の方々が決めているのであったら、これ、失礼なことを言うかも知れないけども、副長も町長も、この開発行為というのは、洞爺地区のまちづくりに対する観光開発計画というのは放棄していることなんだよ、自分に言わせると。そうでしょう。

前もって言ったら、審議委員会のほうに伝わったら背任行為になるわけだから。だから、町長も、町長と言っちゃったな、トップも副長も無言でいたのは正解なんだけど、これ、やっぱりね、トップも副長もまちづくりに対する、私は放棄していると思うんですよ。決めるのは審議委員会なんだから。私は、審議委員会のご意見というのを尊重したい、尊重すると思っています。

だけど、あの地域を、この間住民説明会でもあったようにね、洞爺湖町として洞爺地区のビジョンというのはあるんですかと、まちづくりのビジョンって。大正解ですよ。自分は拍手喝采したかった、あのとき。

ビジョンがあったのならば、そういう公募型プロポーザルなんてやらないほうが、やるべきじゃない。俺はやらないと思うんだ。俺じゃなくて、僕はやらないと思うんですね。

プロポーザルというのはね、土地に建物を建てる。それで、この建物を建てる場合は、金額がこれほどで、こういう、それから設計でと。それはプロポーザルも適していると思うの

さ。だけど、土地を売って、その土地を利用して、買った側のほうで何かまちづくりをしていただきたいというのはね、トップの考え方も副長の考え方も反映されていないんだよ。審議委員会の方々が選ぶわけだから。

審議委員の方々というのはすばらしい方々であるから、私は、結論は尊重するんだけど、トップの考え方も反映されてない、副長の考え方も反映されてないのが、公募型プロポーザルですよ、今回の。

だからね、いいとか悪いとか、進め方がどうかということ、自分は言いません。先ほど副長言ったように、もう少し時間をかけてもいいから、この条例というのは改定するべきじゃないのかなという気がするんですよ。

確かに、地方自治法第96条第1項の第8号の規定によりとなっているんだけど、これ、解釈の仕方だよ、俺に言わせると。7,000万円のところが議決で、8,000万円のことが議決しなくてもいいって、1,000万円以上は議決が必要なんだけどね。

ただ、平米数で議会の議決はしなくてもいいんだという、その解釈はね、ちょっと考える必要があるのではないかなと気がしますので、時間かけても結構ですから、この条例というのを見直しをしていただけるのか、しようとしているのか。その件、トップの考え方を聞いて、次の質問に入らせていただきます。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、ご提案いただきました、条例改定による議会の議決を必要とする範囲を、このたび議員のご指摘のとおり、拡大するという、恐らく理論であると思いますが、ほかの自治体と比較した場合、これにつきましては、全国的に共通する基準で運用されている中での変更となるため、特に改正に踏み切るのは、慎重な検討が必要であると思いますので。

特に今、副町長のほうからも答弁ありましたように、土地の売却に関する規定ということで、町の財政にもかかってくるところがあると思いますので、いま一度、副町長の答弁と一緒にですけども、慎重にちょっと検討させていただきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 分かりました。

あと、最後にもう一つ付け加えなきゃならないのはね、やはり議会の議員が参画できないで決定をしていくというね、それを予算が提案されたら、それがいいか悪いかだけで終わるって、やっぱりまちづくりというのは行政と議会が両輪であって。

そして、こういう開発行為を起こすことによって、この地域周辺がこのような活性化に結びついていくでしょうという、そういう方向性を出すためには、やっぱり議会と行政が切磋琢磨の中で方向性を出していくという手法を取っていかなければ。トップからも副長からも手を離れて、審議委員会の方々が、こういう方向がいいのではないかとということで決まるというね。これは、やっぱり考えるべきだって。

ただし、舌足らずで誤解されると悪いけれども、審議委員会の方々はすばらしい方々で、それなりに汗を流して決定をしていただいたことに対しては、敬意を表すると同時に、自分は尊重するほうです、結果を。だから、十分時間をかけても結構だから、ぜひ見直しの方向で進んでいただければと思います。

それで、次の質問、最後の質問に入らせていただきます。

2番目の洞爺湖町職員の旅費に関する条例、これも改定についてでございます。

これはトップね、何といってもね、まちづくりの基礎は職員ですよ。まちづくりの基礎は職員。職員あってこそ、まちづくりを進められるというのが、自分の持論であります。まちづくりの基礎は職員と。

聞くとところによると、今、特別職の給与だとか議員の報酬も審議していると。もう審議会3回も終わっているようだと。これは、中身どうこうということじゃないですよ。けれどもね、これ、トップのほうから審議していただきたいということではなければ、審議会も招集されなかったのではないのかなって気がするんですよ。町長が招集したはずなのですよ。

だとすれば、自分はね、特別職の給与、議員の報酬よりも職員の手当等々の優遇措置がどうなっているのか、待遇措置がどうなっているのかということを先に考えないと。

それでね、今、道内を移動する場合は日当1,500円ですよ。それと、道外であったら3,000円ということになっていますね。それから、宿泊については、道内が1万1,800円、道外は1万3,100円に条例ではなっているんですね。

ところがね、今、国会だ道議会だ、洞爺湖町だって物価高対策でどうすればいいんだかということを考えているのに、やっているのにね、職員の日当1,500円でいいとかということにはなりはしないだろうよと、自分は。

だって、倶知安の比羅夫坂に行ってみなさい。ラーメン一杯3,000円というんですよ。1,500円だったら、1,500円自腹切らないと食べられないんだよ。札幌行ったらってそうでしょう。大体ラーメン一杯はもう1,500円前後でしょう、そこそこのラーメン食べていたら。だから、これはトップね、トップの判断でいかほどでもなるわけだから。

それでね、じゃあ、どうなんだということになると思うんだけど、総務課長、24年度の日当の支給数と日当総額と、それから旅費の支給数と総額が幾らだか、24、25、簡単に言ってもらえませんか。

○議長（大西 智君） 末長総務課長。

○総務課長（末長弘幸君） まず、令和5年度になりますけれども、年間の支給額、一般会計で580万円ほどになります。日当につきましては、日帰りの延べ人数で343名でございます。金額につきましては51万4,500円となっております。

また、令和6年度になりますけれども、これも一般会計になります。年間支給額につきましては710万ほどで、日帰りの延べ人数が346人、金額につきましては51万9,000円の状況でございます。

また、宿泊の関係になりますけれども、これは道内に限ってでございます。令和5年度に

つきましては、延べ人数で52名ほど、金額が76万円ほど。また令和6年度の宿泊費、道内になりますけども、延べ人数で135人、金額にしましては199万円ほどとなっております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 大体そのぐらいですよ。やはり今の物価高対策を考えていて、やっていて、自分ね、特別職の給与を見直すとか議員報酬を見直すという審議委員会が開かれる、当初は知らなかった、本当に。

自分はそれよりもね、審議委員の方々がそれなりの角度から今、分析しているのでしょうけども、本当は町長が上申したならば、これ、特別職と議員報酬を考えてみたら、2回ぐらいで結審していますよ、今までだと。それが3回やっても結審されていないというのは、いろいろやっぱり苦心していると思いますよ、報酬審議会の方々は。

それよりも、私は何といっても、職員の優遇措置、待遇措置。これはやっぱりやるべきだと。そして、職員に一生懸命頑張って、やはりもらいたいという思いで、自分は上げるべきだと。

聞くとところによるとね、合併する前は、洞爺から室蘭まで行ったら2,500円だそうですよ、当時は日当。なぜ1,500円になったかという、分かるんですよ。その当時は目の前に健全化団体になるようだという事だから、あのときは給料も下げる、議員も減らす、住民にもいろいろご苦労をかけて。だから、職員の日当も下げたと。これは分からないわけじゃない。

だけど、今ここへきて、今、1年間51万円でしょう、日当も。もっともって道なり、あるいはまた国会あたりに職員出向いていって、3,000ある法律制度から何とか助成できる制度はないのかと調べていくぐらいの意気込みの環境をつくり上げていくためにはね、やっぱり日当のアップ、それから旅費の見直し、これをやっぱりやるべきだと思いますよ。

その後に、ややしばらくたってから、特別職だとか議員の報酬をすぐするべきだと、私は思っていますよ。よその議員さんはどうか分からないけども。どうでしょうか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからございました。確かに物価高騰に伴って、特に宿泊のほうは、北海道の道庁の職員も東京に行ったときに、非常にもう宿泊費が高いということで、いわゆる永田町周辺ではなくて、もう今、埼玉県とか千葉県とか、遠くに行っているところでございます。

そういった点では、洞爺湖町の場合は、万が一不足した場合は、条例の規定に基づきながら、実費相当ということで実費の形で、宿泊については支給をしているところでございますが、日当改定につきましては、最近の物価高騰の状況や、近隣市町の状況を踏まえて、改定については積極的に、前向きに検討させていただきます。

ありがとうございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今のトップの答弁聞いて、これ以上質問する何ものもない。ぜひ、

職員というのはまちづくりの基礎でありますから、物価高に沿った日当額だとか、それから、宿泊額を考えていただきたい。

終わります。

○議長（大西 智君） これで、9番、越前谷議員の質問を終わります。

一般質問は、これで終了いたしました。

ここで休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時24分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、会議を続けます。

（午後 1時00分）

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第3、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題いたします。

諮問理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員5名のうち1名の方について、3年間の任期が令和8年3月31日をもって満了となります。人権擁護委員の候補者として、法務大臣宛に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものでございます。

求める方でございます。

記。

住所が、虻田郡洞爺湖町洞爺町223番地1。

氏名は、藤川知子氏でございます。

生年月日は、昭和30年9月26日でございます。

ご経歴につきまして、議案説明資料で説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

学歴でございます。

昭和51年3月に苫小牧駒沢短期大学食物栄養科を卒業されまして、職歴は、昭和52年1月に北海道教育委員会に奉職、洞爺村学校給食センターに勤務をされております。その後、平成28年3月に定年退職をされております。その後、特別支援教育支援員や、放課後児童クラブの補助員などをお務めいただいております。

公職歴におきましては、令和5年4月からこの人権擁護委員になっていただいて、現在に至っているところでございます。

この方は再任の提案でございます。これまでの経験と知識を生かしまして、人権活動にご尽力いただきたくご提案をするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） これから、確認程度の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、諮問のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員であります。

したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、諮問のとおり答申することに決定いたしました。

◎議案第29号及び議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第4、議案第29号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第30号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、2ページをお開き願いたいと思います。

議案第29号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、並びに3ページになります。議案第30号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、一括してご説明させていただきます。

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

改正の趣旨でございますが、本年度の国家公務員の給与改定に伴いまして、官民格差に基づきまして、職員の給与水準を増額改定されることから、これに準拠しまして、議会議員及び特別職の期末手当の支給割合を0.05か月分増額改定するものであります。

なお、改定に当たりましては、本年分は12月支給分のみで0.05か月分の増額、それから、令和8年度以降につきましては、6月と12月の支給割合を平準化するもので、それぞれ0.02か月分を増額するものでございます。

第1条におきましては令和7年12月の期末手当の改正を行う。第2条におきましては令和8年度以降の期末手当の改正を行うものでございます。

それでは、議案説明資料の2ページをお開き願いたいと思います。

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の新旧対照表でございます。

第1条ですが、第6条の第2項中に、令和7年12月の支給割合を「100分の230」を「100分の235」に改めるものでございます。

下の第2条でございますが、令和8年度以降の支給割合を、6月と12月に均等になるよう「100分の235」を「100分の232.5」に改めるものでございます。

議案書の2ページに戻っていただきます。

附則になります。第1項の施行期日は、この条例の公布の日から施行するものですが、第2条におきましては、令和8年4月1日から施行するものとしたものでございます。

附則の第2項は、令和7年12月に支給する期末手当の支給割合の改定について、令和7年12月1日から適用するものでございます。

附則第3項におきましては、期末手当の内払いについてのみなし規定でございます。

続きまして、3ページになります。

洞爺湖町特別職の職員給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例と全て同様の内容でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） お願いします。この議員報酬、それから特別職の報酬について、人勸を受けて上がるということで提案されているんですけども、下道町長にお聞きしたいと思うんですけども、今、町の財政も大変、そして町民も結構この物価高、高騰等で結構苦しい生活を強いられている町民が、結構、私は増えているように感じています。

職員の給料が上がることについては、やっぱり生活に直結しているので、それは本当に必要なことだと思いますけれども、こういう特別職とか議員報酬が上がることについて、下道町長として、どういうふうを考えられているのか、お聞きしたいなと思いました。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） ただいまのご質問でございますが、今、毎年あるいは変動によって、これ、民間との格差ということで、人勸からの勧告ということで、常に自治体、全ての自治

体だと思いますが、準拠しているので、本町もそのように倣っているところでございます。
以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論と採決をそれぞれ行います。

まず、議案第29号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、議案第31号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書 4 ページになります。

議案第31号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

この条例改正の趣旨でございますが、1 点目につきましては、物価高騰の状況を踏まえた自動車等による通勤手当の引上げ、それから昨今の給与状況を踏まえまして、日直手当の引上げを行うものでございます。

2 点目につきましては、本年度の国家公務員の給与改定によりまして、官民格差に基づきまして給与水準の改定を行うもので、給料につきましては平均で3.24%の引上げ、期末勤勉手当につきましては0.05か月分の引上げ、令和8年度以降は、期末勤勉手当の支給月数につきましては、6 月期と12月期で、平準化する内容となっております。

先ほど提案させていただきました条例の一部改正でございますが、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と同様に、適応時期が異なりますことから、第1条においては令和7年度に適用する給与の改定を、第2条においては令和8年度以降に適用する給与の改正を行うものでございます。

それでは、議案説明資料の4 ページをお開き願いたいと思います。

洞爺湖町職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。

第1条でございます。

第15条通勤手当でございます。この内容につきましては、記載のとおりでございますので、朗読は省略させていただきます。

次のページをお開きください。5 ページの下段になります。

第19条で日直手当でございます。第19条の2の第1項中「4,400円」を「4,700円」に改めるものでございます。

次に、6 ページになります。

第21条期末手当でございます。第21条第2項期末手当について、定年前再任用短時間勤務職員以外にあっては、12月期の支給割合を「100分の125」を「100分の127.5」に、定年前再任用短時間勤務職員にあっては「100分の70」を「100分の72.5」に、それぞれ改めるものでございます。

下の24条になります。勤勉手当でございます。

7 ページにまたがりますが、第24条の2項で、勤勉手当について、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員にあっては、12月の支給割合を「100分の105」を「100分の107.5」に、それから定年前再任用短時間勤務職員にあっては、「100分の50」を「100分の52.5」に、それぞれ改めるものでございます。

8 ページになります。

第2条関係になります。第21条の2項の期末手当につきましては、6 月期と12月期の支給割合を平準化し、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員にあっては、「100分の127.5」を

「100分の126.25」に、また定年前再任用短時間勤務職員にあっては、「100分の72.5」を「100分の71.25」にそれぞれ改めるものでございます。

第24条の第2項の勤勉手当でございますが、9ページになりますが、6月期と12月期分の支給割合を平準化し、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員にあっては、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、「100分の52.5」を「100分の51.5」に改めるものでございます。

議案書に戻っていただきたいと思います。

6ページになりますが、6ページに別表の第1、行政職員の給料表でございますが、全部改定となっているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、平均で3.24%の引上げとなっております。

すみません。また議案書5ページに戻っていただきますが、附則でございます。

附則第1項施行期日におきましては、公布の日から施行し、第2条の規定におきましては令和8年4月1日から施行することとなりますが、附則第2項によりまして、行政職員給与表、それから通勤手当、日直手当の改正は令和7年4月1日から、また期末勤勉手当の支給割合の改正は令和7年12月1日から、それぞれ遡及適用をするものでございます。

次に、附則第3項につきましては、給与の内払いについてのみなし規定でございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、議案第32号洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書 9 ページをお開き願いたいと思います。

議案第32号洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

この条例改正の趣旨でございますが、本年度、一般職員の給与改定に準じまして、給与水準を改定するものでございます。

10ページに別表があると思います。これが、会計年度任用職員の給与表で、全部改正となりますが、先ほど説明した一般職員の改定と同様に、一般職員に準じまして、平均で5.18%の引上げとなるものでございます。

議案書 9 ページに戻っていただきまして、附則でございます。

附則の第 1 項の施行期日等は、公布の日から施行するものでございます。

附則第 2 項につきましては、会計年度任用職員の給与表の改正については、令和 7 年 4 月 1 日から遡及適用するものでございます。

次に、附則第 3 項につきましては、給与の内払いについてのみなし規定を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第7、議案第33号洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の11ページでございます。

議案第33号洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定めるものでございます。

この改正の趣旨でございますが、最近の物価変動等に踏まえまして、本年、令和7年6月4日に公職選挙法の施行令が一部改正されております。国政選挙に関する公費負担の限度額が引き上げられたものでございます。

これに伴いまして、洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を、公職選挙法施行令に準じて改訂を行うものでございます。

議案説明資料の10ページをお開き願いたいと思います。

洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の新旧対照表でございます。

第8条選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払額の規定でございますが、これにつきましては、選挙運動用のビラ1枚当たりの作成単価の上限額につきまして、7円77銭を8円38銭に改めるものでございます。

11ページ下の方になります。

選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続に規定されております選挙運動用のポスター1枚当たりの作成単価の上限額について、541円31銭から586円88銭に改めるものでございます。

議案書11ページに戻っていただきまして、附則でございます。

附則第1項は施行期日として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

附則第2項適応区分として、この条例の規定は、この条例の公布の日以後の初めての期日に告示される選挙から適用をするものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第8、議案第34号洞爺湖町環境基本条例等の一部を改正する等の条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の12ページをお開き願いたいと思います。

議案第34号洞爺湖町環境基本条例等の一部を改正する等の条例についてでございます。

洞爺湖町環境基本条例等の一部を改正する等の条例を次のように定めるものでございます。

この条例の改正の趣旨でございますが、現在、環境審議会、公害対策審議会、廃棄物減量等の推進審議会の三つの審議会がございますが、それぞれ所掌事項を重複しているところがございますして、それを解消するために三つの審議会を環境審議会に統合することで、効率的な審議を行うこと、それから委員等への会議負担の軽減を図ることを目的としてのものがございます。

それでは、内容について、議案説明資料の12ページにて説明をさせていただきます。

洞爺湖町環境基本条例等新旧対照表の、まず1条になります。

第26条の所掌事項でございますが、環境審議会の所掌事項の廃棄物等の減量推進審議会の事項である廃棄物の減量とリサイクル、それから適正処理の推進及び手数料に関する事項、それから公害対策審議会の所掌事項である公害対策に関する重要事項を加えるものでございます。

続きまして、27条になりますが、組織の関係でございます。

第1項は委員の数ですが、三つを統合することにしましたので、10人から15人に拡大し、任期を2年から3年にする内容となっております。

続いて、13ページになります。

議案説明資料の13ページにおきましては、洞爺湖町公害防止条例の新旧対照表ですが、こちらにつきましては、環境審議会の所掌事項に、公害対策に関する重要事項を加えたことから、公害対策審議会に関する条項を削除するものでございます。

続きまして、議案書13ページに戻っていただきまして、第3条、洞爺湖町廃棄物等の減量等の推進審議会の条例の廃止ですが、こちらにつきましても、環境審議会の所掌事項である廃棄物の減量とリサイクル、それから適正処理の推進及び手数料に関する事項を加えたことから、この審議会の条例を廃止する内容となっているところでございます。

次に、附則でございます。

第1項の施行期日におきましては、令和8年8月1日から施行するものでございます。この理由といたしましては、現在の三つの審議会の委員の任期が令和8年7月31日となっておりますことから、その翌日から施行することとしたものでございます。

第2項でございますが、委員の委嘱に関わる準備行為に関する事項、それから第3項は委員の招集に関する経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 三つの審議会がこうなったから、10名から15名というふうに変ったということなのですが、それぞれは10名でやってきたんだろと思うのですが、それが一緒になったからということで15名になった、何か根拠的なものはあるのでしょうか。

また、2年から3年に変ったということに対しても、ちょっとお聞きします。

○議長（大西 智君） 2点ほどでございます。高橋生活環境課長。

○生活環境課長（高橋謙介君） 委員の人数と任期の関係でございます。

人数を10人から15人以内にする理由でございますが、この審議会、新しい環境審議会で審議する内容が、環境、公害、廃棄物といった地域に密着した住民や事業者、みんなが共通する内容でありますので、多種多様な分野からの意見をもらうというような観点から、委員構成がどうしても、自治会なり産業団体、女性団体、教育、学識や公募といったような構成を予定してございます。

そういったことから、そういうのを積み重ねていくと、おおむね15名程度となってくるため、そういった理由から15名以内としたところでございます。

また、次に任期を2年から3年に延長した理由でございますが、これも、環境なり公害なり廃棄物になり、いろいろな審議いただく内容から、何年か対策してもすぐに効果が現れるというようなものでもなく、長期間、長いスパンで経過を含めて審議していただく必要があるというようなことから、2年を3年に延長したというところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） お願いします。

この議案書を見てから、それぞれの今まで審議会がどういう活動をしているのかなと思っ

て、洞爺湖町のホームページを見てみたんですけれども、その時点の段階では、ちょっと令和2年までしか審議会が開かれたということしか載ってなく、中身がちょっと分からなかったものですから、まずは、この各三つの審議会、どのような中身だったのか、簡単でいいですので教えていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 1点ですね。

○2番（小林真奈美君） はい。

○議長（大西 智君） 簡潔にお願いいたします。高橋生活環境課長。

○生活環境課長（高橋謙介君） 審議会での開催している内容でございますが、河川、湖、海といった水質調査と、大原、花和地区の臭気測定の結果について、審議していただいております。

また、そのほかに、環境基本計画の取組状況やゴミの処理状況などについても報告し、審議していただいているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

今、簡単に審議会の内容を教えていただいたのですが、これが一つに統合されるということで、その審議会の今まで三つのそれぞれの審議会がやってきた審議内容というのは、変わらず統合された審議会で審議されるという認識でいいのでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋生活環境課長。

○生活環境課長（高橋謙介君） そのとおりの認識で結構だと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号洞爺湖町環境基本条例等の一部を改正する等の条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号洞爺湖町環境基本条例等の一部を改正する等の条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第9、議案第35号指定管理者の指定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書14ページをお開き願いたいと思います。

議案第35号指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条2第6項の規定に基づき、次の候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

このたび、指定管理者制度により、管理運営をしている洞爺いこいの家及び洞爺水辺の里財田キャンプ場の指定管理期間が来年3月末をもって終了することから、令和8年4月以降の指定管理者を定めるものでございます。

管理を行わせる施設でございますが、洞爺いこいの家、虻田郡洞爺湖町洞爺町199番地1、それから洞爺水辺の里財田キャンプ場、虻田郡洞爺湖町財田6番地でございます。

指定する団体でございますが、虻田郡洞爺湖町洞爺町414番地、洞爺産業株式会社でございます。代表者は、代表取締役、伝哲也氏でございます。

指定する期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日の5か年でございます。

それでは、議案説明資料で説明をさせていただきたいと思います。

15ページをお開き願いたいと思います。

上段にあります、施設の名称は洞爺いこいの家、洞爺水辺の里財田キャンプ場でございます。選定方法につきましては、公募による選定でございます。

1の施設の概要でございますが、記載のとおりとさせていただきます。

2の指定管理者でございますが、指定管理者として指定する団体の概要でございますが、公募を行いましたところ、現在の指定管理者である洞爺産業株式会社のほかに、もう一社応募がございまして、2社との選考となっております。

指定管理者の候補者選定審査委員の会議におきまして、提出された書類及び事業者へのヒアリングを行いまして、洞爺産業株式会社への選定をされたものでございます。

16ページの下に、事業計画があるかと思います。洞爺いこいの家、それから、水辺の里財田キャンプ場のそれぞれの事業計画について、ここから記載をされているものでございます。中身についての朗読は省略させていただきたいと思います。

最後、21ページでございます。

収支計画があるかと思います。施設管理者でございますが、2施設の合計で、初年度で4,770万円となっております。指定管理料としましては100万円を計上してございます。これは、令和7年度まで別途契約で発注していたキャンプ場内の清掃管理業務を、この業務に含めることとしたものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第10、議案第36号令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書15ページをお開き願いたいと思います。

議案第36号令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）でございます。

令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,493万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億4,084万5,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為を負担する行為ができる事項及び期間及び限度額でございますが、「第2表 債務負担行為」でございます。これは、先ほど議案第35号で承認いただいた、指定管理者への指定管理の期間及び限度額を定めたものでございます。

第3条は地方債の変更でございます。「第3表 地方債補正」につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきたいと思います。

それでは、事項別明細書4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

それでは、歳入になります。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金でございます。1,791万7,000円の増額でございます。うち、心身障害者福祉費負担金で1,544万9,000円の増でございます。自立支援給付費の扶助費の増額による増でございます。

その下の2の児童福祉費負担金で246万8,000円の増額でございます。これにつきましては、

放課後等デイサービスの利用料の増に伴う増額でございます。

次の4目災害復旧事業費国庫負担金で429万5,000円を増額してございます。これは、9月の13日未明に大雨被害によりまして、虻田中学校ののり面が崩れたことから、復旧事業に関わる補助金を、3分の2の補助金を計上したものでございます。

次に、2項国庫補助金1目総務費国庫補助金で68万2,000円を増額してございます。これは、戸籍情報システムの改修業務に係る補助で、10分の10の補助でございます。

次に、4目土木費国庫補助金になります。217万5,000円を増額してございます。これは、道路メンテナンス事業補助金でございます。資材、それから人件費の高騰による事業費増による国費の増額でございます。

次に、5目教育費国庫補助金で823万7,000円の減額でございます。学校施設環境改善交付金でございまして、空調設備等の入札の執行残、それから、一部虻田中学校のトイレ改修分が、補助が未採択になり、合計で823万7,000円を減額するものでございます。

次に、3項委託金1目総務費国庫委託金でございます。60万8,000円を増額してございます。これにつきましては、個人番号のカードと在留カードの一体化に係る住居地等の記録端末等の購入費に係る補助で、10分の10の国の補助でございます。

その下になります。道支出金になります。

16款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金でございます。内訳として、心身障害者福祉費負担金で772万4,000円を増額。これは国費でも説明しましたが、自立支援給付金の扶助費の増によるものでございます。

同じく、3の児童福祉負担金、123万4,000円につきましても、国庫で説明したとおりの放課後デイサービス利用等の増によるものでございます。

その下の3項委託金1目総務費道委託金の3万7,000円につきましては、統計調査委託金でございまして、それが会計年度任用職員の報酬の増に伴う増額でございます。

一番下になります。17款財産収入2項財産売却収入1目土地売却収入7,000万円でございます。これは、前回承認いただきましたえぼし岩公園の土地売却に関わる収入を計上したものでございます。

次のページになります。6ページ、7ページをお開きください。

19款繰入金1項1目繰入金で2,500万円の増額でございます。財政調整基金繰入金で、財源不足により繰入額を増額したものでございます。

22款町債1項町債1目総務債になります。2,590万円の増額でございます。これにつきましては、庁舎長寿命化整備事業でございまして、庁舎内の照明器具のLED化の改修工事の追加に伴う増額をするものでございます。

8目教育債でございます。1,560万円の増額。学校教育施設等整備事業債になりますが、これにつきましては、虻田中学校及び虻田小学校のトイレ改修に伴う過疎債を計上する増額をするものでございます。

下の12目災害復旧債、200万円でございますが、これは先ほど説明しました虻田中学校の

のり面復旧に伴う、補助裏を借り入れるものでございます。

続いて、歳出になります。

8 ページ、9 ページをお開き願いたいと思います。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費で37万円を計上してございます。そのうち、議会運営事業の32万円につきましては、人事院勧告による人件費の増に伴う増額でございます。その下の議会広報事業 5 万円でございますが、これは議会だよりのページ数の増により、増額をするものでございます。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費になります。57万6,000円の増額になります。これにつきましては、人事院勧告による人件費の増による増額となっております。

続いて、3 目公有財産管理費で3,776万7,000円の増額でございます。内訳として、修繕料 30 万円でございますが、これは庁舎の地下タンクの重油流量計のメーターの故障による修繕費の増でございます。

14 節工事請負費、2,746万7,000円でございます。これにつきましては先ほども説明させていただきましたが、本庁舎の照明器具の L E D 化を実施することによりまして、補正をさせていただくところでございます。

2 の基金管理事業で1,000万円の増額でございます。財政調整基金積立金は6,000万円の減額、これは財政調整に伴う基金の積立金の減でございます。

それから、特定目的基金積立金7,000万円は、先ほど説明しましたえぼし岩公園の土地売却分を、この公共施設整備基金に積立てをするものでございます。

次に、4 目物品集中管理費で123万6,000円の増額になります。消耗品100万円につきましては、庁舎内の消耗品の単価、それから数量の増による補正、それから備品購入費 23 万 6,000 円につきましては、職員の椅子の購入分の増額でございます。

その下の 5 目電子計算管理費で166万8,000円の増額でございます。情報管理事業でございますが、洞爺地区の光ケーブルの移設に伴う費用を増額するものでございます。

7 目財政会計管理費で139万円の増額でございます。これにつきましては、償還金利子及び割引料でございまして、令和 6 年度の国・道の支出金の精算による返還金を計上したものでございます。

続いて、一番下になります。企画費になります。32万2,000円の増額でございますが、全国の過疎地連盟の北海道支部負担金が増となったことから 7 万4,000円の増額、それから会議負担金も全国過疎地域活性化連盟負担金の増により、負担金を増額したものでございます。

下の移住定住促進事業で 3 万8,000円の増額につきましては、人事院勧告による人件費の増により増額をするものでございます。

10 ページ、11 ページをお開き願いたいと思います。

5 のプレミアム地域通貨発行事業で18万円の増額がございまして、これは、人事院勧告による人件費の増による増額をするものでございます。

9 目広報費で15万3,000円の増額でございます。これにつきましては、人事院勧告による

人件費の増による増額でございます。

中段になります。2項徴税費1目課税徴収費で110万円の増額でございます。これにつきましては、令和8年度から実施する宿泊税の申告に係る印刷費用、それからもう一つは、地方税電子化協議会への負担金でございますが、これは宿泊税導入申請に関わる業務の追加によりまして、予算を計上したものでございます。

続いて、3項戸籍住民基本台帳1目戸籍住民基本台帳費でございまして、73万9,000円の増額でございます。これにつきましては人事院勧告により増額をするものでございます。

それから、17節に備品購入費があると思います。これは、住宅地等記録端末等購入費でございまして、住宅地等の記録端末等の購入費の増ということで、国の10分の10の補助金を使って購入するものでございます。

それから一番下になります。5項統計調査費1目統計調査費で3万7,000円の増額でございますが、これも会計年度任用職員の人件費の増による補正でございます。

12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。ここから民生費になります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費になります。79万6,000円の増額でございます。これにつきましては、社会福祉協議会への交付金が増になるもので、人事院勧告によりまして、社会福祉協議会の人件費の増による増額でございます。

その下の2目高齢者福祉費、16万5,000円でございます。これ、印刷製本費でございまして、入浴券の販売が増増加してございまして、入浴券の追加印刷に伴う増でございます。

続いて、3目心身障害者特別対策費で3,089万8,000円の増額でございます。歳入でも説明しましたが、自立支援給付費扶助の増に伴いまして増額をするものでございます。

4目介護保険費で197万9,000円の増額でございます。これは、人事異動と、それから人事院勧告による人件費の増に伴いまして、繰出金を増額するものでございます。

6目後期高齢者医療費で1,430万1,000円の減額でございます。これにつきましては、18節の負担金補助及び交付金でございますが、令和6年度の療養給付費の負担金の精算により、減額をするものでございます。

それから17節、27の繰出金になりますが、後期高齢者医療特別会計繰出金88万6,000円の減額になってございます。これにつきましては、人事院勧告による職員の給与繰出金で35万1,000円増額があるのですが、令和6年療養給付費の負担精算に関わる広域連合事務負担金の繰出金が減額になったことから、相殺して88万6,000円を減額するものでございます。

次に、中段になります。4項児童福祉費1目児童福祉総務費で20万円の増額でございます。これにつきましては、人事院勧告等により増額をするものでございます。

2目児童対策特別費で516万6,000円の増額でございます。扶助費でございまして、これは実績見込みによりまして、放課後等デイサービス利用の増により増額をするものでございます。

続いて、下になります。5項保育所費2目調節保育所費で30万9,000円の増額になります。これにつきましては、人事院勧告による人件費の増額でございます。

一番下に、3目放課後児童会費で95万8,000円の増額でございます。これも、会計年度任用職員等の人事院勧告による人件費の増により増額をするもの。それから光熱費が一部あるかと思います。1万8,000円については、学童保育と学校のメーター器を分けたことから、それに伴う光熱費が発生したこと。それから修繕につきましては、洞爺児童クラブの男子トイレの便器の修繕により、25万7,000円を増額したものでございます。

続いて、14ページ、15ページをお開き願いたいと思います。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生管理費で9万円の増額でございます。これにつきましては、人事院勧告による人件費の増でございます。

その下の2項環境衛生費1目環境衛生費5万5,000円でございます。これは、償還金になります。これは、洞爺地区の観湖台の霊園返還金で、3区画分を返還、還付するための予算を計上したものでございます。

続いて、6款農林水産業費1項農業費2目農業管理費で36万3,000円の増額でございます。これは旅費、それから有料道路通行料、自動車借上げ料でございますが、神奈川県の時之栖と前回、連携協定を結ばせていただいたところでございますが、早速、農業振興の新規事業を推進していただけるということで、その視察に職員を行かせるものでございます。

続いて、3目農業振興費で64万2,000円の増額でございます。そのうち、国営大原地区畑地かんがい維持管理事業で27万4,000円の増額につきましては、人事院勧告による増でございます。

18節2北海道土地改良事業団体連合会負担金7万8,000円でございますが、これは、総事業費の拡大に伴いまして、特別賦課金が増額になったことから増額をするものでございます。

それから、2の農業研修センター運営事業36万8,000円がございまして、これについては、人事院勧告による人件費の増が主なものでございます。

それから一番下になります。3項水産業費1目水産業振興費で736万8,000円を増額してございます。これについては、漁業系廃棄物処理施設運営費補助金でございまして、本年の4月、5月に主に発生した水産系の雑物が大量に発生してございまして、それに伴う超過分を補正予算として計上したものでございます。

16ページ、17ページをお開き願いたいと思います。

7款の商工費になります。

2項商工費1目観光振興費3万7,000円でございますが、これにつきましては、人事院勧告による人件費の増でございます。

それから、2目観光施設管理費で117万8,000円の増額でございますが、これにつきましても、ビジターセンター・火山科学館管理事業18万円につきましては、人事院勧告による人件費の増。

それから、11のパークゴルフ場管理運営事業8,000円についても、同じく人事院勧告による人件費の増。

それから、14の洞爺地区公園施設維持管理事業で68万2,000円がございまして、これは洞

爺地区の中央公園の街灯が故障したということでの修繕料を計上したものでございます。

16のいこいの家事業で30万8,000円がございまして、これにつきましては、いこいの家の屋内の温泉送水管が詰まったことから、管洗浄が必要となることから補正予算を計上したものでございます。

次に、中段の土木費になります。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費で584万7,000円を増額してございます。その内訳として、2の虻田地区道路橋梁補修事業で227万1,000円を増額でございまして、これは、11月から会計年度任用職員を1名補充してございます。それから、その他につきましては人事院勧告による人件費の増でございます。

8の旅費になります。旅費につきましては、その新規採用分の職員の通勤手当を計上したものでございます。

3の洞爺地区道路橋梁補修事業で84万8,000円でございますが、これにつきましては、大部分が人事院勧告による人件費の増と、それから、需用費修繕料があると思いますが、これは街路灯の修繕費用。

それから4の橋梁長寿命化計画修繕事業272万8,000円でございますが、これは歳入でも説明させていただきましたが、資材費、物件費、人件費等の高騰によりまして、その費用が不足したことから増額をするものでございます。

18ページ、19ページになります。

6項住宅建築費2目住宅管理費で69万1,000円を増額でございまして、これにつきましては、会計年度任用職員を1月から3月まで採用するものの予算を計上したところでございます。

次に下になります。消防費になります。

9款消防費1項消防費2目災害対策費で17万2,000円を増額になります。これにつきましては、人事院勧告による人件費の増額でございまして、

10款教育費1項教育総務費3目諸費になります。369万円の増額でございまして、一つは、会計年度任用職員を新規1名の増額したこと、それから人事院勧告による増額を計上しております。

2の小・中学校スクールバス等の運行事業152万9,000円でございますが、これにつきましては、洞爺地区のスクールバスにおきまして、とうや小学校の下校時間が変更になったことから1便増便したこと、それから月浦地区におきまして、新年度から新しく入学する児童がいらっしゃったことから、そのタクシーの運行の経費を計上したものでございます。

下になります。2項小学校費1目小学校管理費で14万5,000円でございます。これにつきましては、人事院勧告による人件費の増でございまして、

20ページ、21ページの上段に、3項中学校管理費1目中学校管理費があると思います。781万9,000円を増額でございまして、主なものといたしましては、人件費の増と、下のほうに委託料と工事請負があると思うのですが、これにつきましては、先ほど説明した9月13日未明の大雨によりまして、虻田中学校グラウンドののり方面の復旧に係る実施設計及び工事費

の増額をしたものでございます。

次に、4項社会福祉費1目社会教育総務費、17万9,000円でございますが、これは人事院勧告による人件費の増でございます。

次に、3目社会教育施設費で303万5,000円の増額でございます。人事院勧告の人件費の増のほかに、需用費で35万1,000円でございますが、これにつきましては施設の燃料費の不足、購入費の17万4,000円につきましても、施設の電気料、エアコンを稼働したことにより電気料が不足になったこと、それから修繕料21万5,000円につきましては、ふれ合いセンターの誘導灯等の修繕に関わる費用でございます。

それから、2の洞爺総合センター管理運営事業で119万6,000円でございますが、これにつきましては、12月からの雇用、会計年度任用職員の一人分の増額、それから人事院勧告による増額でございます。

それから次に、22ページ、23ページになります。

洞爺湖芸術館管理事業で5万円の増額になります。これは、人事院勧告による人件費の増でございます。

4目図書館費で30万5,000円の増額、これも人件費の増と、それからあぶた読書の家の燃料費が不足したこと、それから光熱費が不足したことから、それぞれ補正をするものでございます。

それから、5目文化財費で364万6,000円の減額でございます。文化財保存事業整備事業でございますが、栄の栄遺跡発掘調査業務につきまして、それが終了したことから、それに伴う執行残を計上したものでございます。

下になります。5項保健体育費2目体育施設費で56万円の増額でございます。人事院勧告による人件費の増と、それから事業費等におきましては、虻田体育館の燃料費、それから電気代が不足したこと、それから誘導灯の修繕で4万4,000円の修繕料を上げたものでございます。

それから、給食施設費でございます。給食センター131万円の増額でございますが、給食センター運営事業で29万3,000円の増額でございますが、これにつきましては、人事院勧告による増額をするものでございます。それから旅費につきましては通勤手当でございます。修繕料につきましては、回転釜安全弁の故障により計上した修繕料でございます。

24ページ、25ページになります。

虻田給食センターの関係でございます。101万7,000円の増額でございますが、これにつきましては、人事院勧告による人件費の増でございます。

12款給与費1項1目給与費で3,562万円の増額でございますが、これにつきましては、全体の人事院勧告による人件費の増額による予算を計上したものでございます。

13款予備費でございますが、2,794万7,000円を増額してございます。補正後で5,919万6,000円としたものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

ここで、休憩いたします。再開を2時30分といたします。

（午後 2時13分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、一般議案を続けます。

（午後 2時30分）

○議長（大西 智君） 休憩前まで、議案第36号令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）の提案理由の説明まで終わっております。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 1件だけでございますが、9ページの基金管理事業、企画財政課のところですが、7,000万円の特定期基金に積み立てるということでございますが、これ、えぼし岩の売却の金額だと思いますが、具体的にどの基金に積み立てるのか、お伺いいたします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 土地売却収入の7,000万円ですけれども、公共施設等の整備基金のほうに、今回、積立てをするものであります。

以上です。

○議長（大西 智君） 4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） あまり色がついているわけではないのですが、洞爺の地域でずっと自然の家という施設があって、大事に守り抜いてきた地域の、道の土地ですけれども、いただいた土地ですが、ひょっとしたら洞爺地域の触れ合い何とか基金というのがございましたね。

あれは、合併のときに当時の町長が、洞爺地域を気遣ってくれてつくったような基金だったかもしれませんが、洞爺地域の振興のために使う基金にすべきではないかなというふうに思ったものですから伺ったのですが、その可能性はありますか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、五十嵐議員からありましたように、やはり洞爺地区、温泉地区、虻田地区とありますけれども、町有地の売却については、できるだけそのかかった当該の地区に対しての地域振興ということをや、やはり目途として考えていければなというのを、今、原課と調整しているところでございます。

ご趣旨は十分承りましたので、そのような方式で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

9 番、越前谷議員。

○9 番（越前谷邦夫君） ページ数は24、25ページなのですが、その中の予備費なのですけれども、補正では2,794万7,000円を計上されて、合計で5,919万6,000円と。約6,000万円ということなのですが、年度もあと3か月ですよ。

これは、予算配分で額が残ったから予備費のほうに回したのか、それともまた、これは議会の議決なく使える予備費だけに、何か意図的なものがあるのかどうなのか、その辺を伺っておきたいなと思います。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 今回、予備費のほうに積んだのは、この後の除雪の経費が、除排雪の経費、これが予算で当初、十分とは言えないために、予備費のほうに積んで、この後の除雪費がもしかしたら増額になるかもしれませんので、それに備えた形で予備費に一旦、積ませてもらっております。

○議長（大西 智君） よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

11番、板垣議員。

○11番（板垣正人君） 私も1点だけです、確認です。15ページの一番下の水産業費、これ、雑物の関係でたくさん出たのでそういう補正を組みましたということです。

これは、もう二、三年前ぐらいだったかな、物すごい量があって、なかなか処理し切れないうぐらいのときもありました。今はうまくいっていると思いますけど、その辺の確認です、まずね。うまく潤沢に作っては出ていっているのかということの意味で。

それと、来年度もこれまた同じようなことになるのではないかなと思っております。そして、やっぱり当初の予算できちっと組んだほうがいいのかかなと思っておりますけれども、その辺の町の考え方はいかがですか。

○議長（大西 智君） 2点でございます。

仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございます。

海の華の運営については、委託業者が変わってから順調に処理しておりまして、昨年度末から今年度の初めにかけて、多少、施設を圧迫する量の雑物が出まして、一時的に出荷制限という形は取らせていただいたのですが、施設の運営については順調に運営されているところでございます。

また、次年度以降も大量の雑物発生によって、こういった形で補正するのではないかなというご懸念でございますが、まず、この事業につきましては、漁協さんと委託業者の当初の原契約に基づいて、漁協のほうから、漁協さんの請求に対して支援をすると、補助金を支出するという形を取ってまいりまして。

漁協さんからの次年度以降の予算について、その半分を予算化しているものでございますので、その辺につきましては漁協と協議しながら、毎年、当初予算を積んでいっているような状況にございますので、引き続き、同様の手法で予算措置をしていきたいというふうに

考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければこれで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第11、議案第37号令和7年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書21ページをお開き願いたいと思います。

議案第37号令和7年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和7年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

今回につきましては、歳入については予算の組替え、歳出につきましても予備費による予算額の調整のため、補正額の増減はございません。

しかしながら、事項別明細書で内訳について説明をさせていただきます。

事項別明細書の4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

4款1項繰入金、人事院勧告による人件費が増額になることから、3目給与費、職員給与費等の繰入金が増額し、7目その他一般会計繰入金を93万5,000円減額するものでございます。

6ページ、7ページになります。

歳出となります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費で、人事院勧告による給与費及び職員手当など

93万5,000円を増額するものでございます。

7 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3 目償還金で35万1,000円を増額してございます。
これは、令和 6 年度の国民健康保険交付金の精算による返還金を計上したものでございます。

8 款 1 項 1 目予備費でございますが、128万6,000円を減額するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号令和 7 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号令和 7 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
については、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第12、議案第38号令和 7 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補
正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、23ページをお開き願いたいと思います。

議案第38号令和 7 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）でございます。
令和 7 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところに
よるものでございます。

第 1 条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万8,000円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,680万5,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書で内容を説明させていただきます。

4 ページ、5 ページをお開きください。

歳入になります。

2 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目地域支援事業交付金総合事業で17万3,000円の増額で

ございます。これは、一般介護予防事業費の増に伴う増額でございます。

3 目地域支援事業交付金、包括的支援事業任意事業で67万7,000円の増額。これは包括的支援事業の事業量の増による増額でございます。

次に、3 款道支出金 2 項道補助金 1 目地域支援事業交付金（総合事業）になりますが、10万8,000円の増額。これは一般介護予防事業費の増に伴う増額でございます。

その下の 3 目地域支援事業交付金、包括的支援事業任意事業で33万8,000円の増額でございます。これは包括的支援事業の事業費の増による増額でございます。

その下、4 款 1 項支払基金交付金でございます。2 目地域支援事業交付金（総合事業）で、23万3,000円の増額でございます。これは一般介護の予防事業費の増に伴う増額でございます。

6 款繰入金 1 項一般会計繰入金 2 目地域支援事業繰入金（総合事業）でございますが、35万2,000円の増額。一般介護予防事業等の事業費の増に伴う増額でございます。

4 目その他一般会計繰入金で88万2,000円の増額がございます。これは職員の人件費の増に伴う増でございます。

5 目地域支援事業繰入金、包括的支援事業任意事業で74万5,000円を増額するものでございます。包括的支援事業の増による増額をするものでございます。

6 ページ、7 ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

1 款の総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費で88万2,000円の増額でございます。これにつきましては、人事院勧告による人件費の増による増額でございます。

それから、3 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費で86万6,000円の増額になります。これにつきましては、給与、職員の共済費など人件費の増による増額でございます。

その下に11節役務費があります。これは39万7,000円の増額でございますが、これにつきましては、令和 8 年度計画予定の介護保険事業計画作成に伴いまして、アンケートを事前に実施するというので、その郵送料を計上したものでございます。

2 項 1 目包括的支援事業費で176万円の増でございます。これにつきましては、職員給与報酬等でございます。委託料につきましては、社会福祉協議会の人件費の増に伴う増額でございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号令和7年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号令和7年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第13、議案第39号令和7年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書26ページをお開き願いたいと思います。

議案第39号令和7年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和7年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ88万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億755万3,000円とするものでございます。

事項別明細書で説明をさせていただきます。

4ページ5ページをお開きください。

歳入になります。

2款繰入金1項一般会計繰入金2目職員給与費等の繰入金で35万1,000円の増額でございます。人事院勧告による人件費の増額でございます。

3目その他一般会計繰入金の事務費繰入金で123万7,000円を減額してございます。これは広域連合市町村事務負担金の確定により減額をするものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費で35万1,000円の増額。人事院勧告による人件費の増額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。123万7,000円の減額でございます。これは歳入でも説明いたしましたが、広域連合市町村事務負担金の確定により減額をするものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号令和7年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号令和7年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第14、議案第40号令和7年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書の29ページをお開き願いたいと思います。

議案第40号令和7年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和7年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。これにつきましては、補正予算に関する説明書で説明をさせていただきたいと思います。

3ページをお開き願いたいと思います。

収益的支出でございます。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 1 目原水及び浄水費におきまして、既設の電気使用量の増加に伴いまして光熱費が不足したことから、5万5,000円を増額してございます。

2 目配水及び給水費におきましては、漏水の修繕に伴う材料費等で33万2,000円を増額したものでございます。

3 目総係費におきましては、人事院勧告の給与改定におきまして108万6,000円を増額するのに伴い、4 項予備費 1 目予備費で歳出の増加分について147万3,000円を減額補正するもの

でございます。

議案書29ページに戻っていただきたいと思います。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

職員給与費でございますが、1,852万1,000円を1,960万7,000円に改めるものでございます。

第4条、予算第10条棚卸資産の購入限度額を、1,141万7,000円を1,171万7,000円に改めるものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号令和7年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号令和7年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第15、議案第41号令和7年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書30ページをお開き願いたいと思います。

議案第41号令和7年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和7年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

これにつきましても、補正予算に関する説明書で説明させていただきたいと思います。

3ページをお開き願いたいと思います。

収益的支出になります。

1 款簡易水道事業費用 1 項営業費用 2 目配水及び給水費におきましては、漏水修理の件数の増加に伴いまして267万4,000円を増額し、3 目総係費におきましては、人事異動による職員の配置の減、それから人事院勧告による給与の改定などに伴いまして相殺し、人件費で679万円を減額し、財源調整のため4 項予備費 1 目予備費で支出減少分411万6,000円を増額補正するものでございます。

議案書30ページに戻っていただきたいと思います。

第3条になります。予算第8条で定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。職員給与で1,123万3,000円を444万3,000円に改めるものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号令和7年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号令和7年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第16、議案第42号令和7年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の31ページをお開き願いたいと思います。

議案第42号令和7年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和7年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をする。

これにつきまして、補正予算説明書の３ページにて説明をさせていただきたいと思います。
３ページをお開きください。

収益的収入になります。

１款下水道事業収益１項営業収益１目下水道使用料になります。主にホテル関係の下水処理量が伸びていることから、決算見込みによりまして、225万4,000円を増額するものでございます。

次に収益的支出でございます。

１款下水道事業費用１項営業費用１目管渠費におきまして、洞爺湖温泉ポンプ場内のポンプ栓の汚泥がたまったことから清掃が必要になったことによりまして、188万7,000円を増額したものでございます。

２目処理場費でございますが、脱水汚泥の運搬処理、それから薬品使用量の決算見込みの減によりまして、343万円を減額しております。

３目総係費におきましては、人事異動、それから人事院勧告の給与改定に伴いまして、371万3,000円を増額するものでございます。

収益的収支の財源調整として、予備費で8万4,000円を増額するものでございます。

議案書31ページにお戻りください。

第３条になります。予算第８条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。
職員給与費3,955万2,000円を4,321万5,000円に改めるものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号令和７年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第２号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号令和７年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第17、意見書案第9号クマ対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 意見書案第9号。

令和7年12月10日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、小林真奈美。賛成議員、今野幸子。

クマ対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、環境大臣、総務大臣。

裏面をご覧ください。読み上げます。

クマ対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書（案）。

今年度、北海道内ではヒグマに関する被害が頻発し、2名の死者が出るという非常に痛ましい事故も発生しています。

クマによる被害は全国的にも10月末までに死者が12名と過去最多となっています。市街地や人家の周辺などで発生が多発しており、地域行事の中止や子供の通学の送り迎えなど、市民生活全般に大きな影響を与えています。

そのような中、9月から改正鳥獣保護管理法が施行され、市町村において緊急銃猟制度が実施可能となりました。しかし、現制度では、ハンターが安心して駆除に当たることが困難な状況であり、地域においてより円滑な実施が可能となるよう、必要な制度改善が求められます。

また、クマ対策に必要な資材の購入費やハンター報酬の引上げなどのために、財政支援を抜本的に強化することも必要です。

よって、国においては、制度が円滑に運用されるとともに、被害による地域経済への影響を最小限にするため、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

記。

1、緊急銃猟に当たっては、市町村がハンターに委託し銃猟を行うが、ハンターのけが等は、その責任を持つ市町村が保険などにより補償するとされているものの、補償が十分でない場合には、ハンター自らが加入する任意保険に頼らざるを得ないなど、責任の重さに比べ、十分な措置が取られていないため、地方公務員法に基づく職員としての採用や、非常勤の特別職である嘱託職員とするなど、公務員としての身分を与え、公務災害を受けられるなどの処遇改善を図ること。

2、ヒグマが市街地に出没すること、また、警報などが発令されることにより、地域のイベントが中止されるほか、小売店の営業時間が短縮されるなど、地域経済に与える影響が極めて大きいことから、ヒグマの市街地出没による地域経済に影響があった場合、その影響を

鑑み、地域経済を活性化するための予算措置を講ずること。

3、指定管理鳥獣対策事業交付金については、緊急銃猟への対応を含め、予算を満額措置することができるように予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和7年12月10日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 毎度同じ人との質疑になるわけでありますけれども、このクマ対策については、国で34億円、これはもう閣議決定されています補正予算で取るのだろうと思うのです。それから北海道では4,000万と。

この中で、私は総論としては理解できるのですよね、十分。総論としては。ただ、必要な制度改善が求められますという、この必要な制度改善というのはどういうことなのか。

それから、財政支援を抜本的に強化することも必要でして、この財政支援というのは、どのぐらいしたならば本当に喜ばれる、喜ばれるというよりも、理解されることなのか、金額を教えていただきたいなと思います。

こういうクマによる被害が講じないように、危険区域においては、自衛隊の派遣などもやって、生活の万全を期するような体制を構築しておるのですが、小林さんの言う地域経済の活性化を含めて、どういうのをうたっているのか、ちょっと見えないのですよね、見えない。地域経済を活性化するための予算措置を講ずることと、だから、どういう地域経済の活性化を求めているのかを伺っておきたいと。

それから3番目に、緊急銃猟の対応を含め、予算を満額措置できるように予算を拡充することと、したがって、国の34億も少ないと。北海道の4,000万も少ないと。だとするならば、どのぐらいの予算措置を講ずれば、小林さんの、提出者として、それは満度だからいいわということになるのかどうか。

それで、今回の議会の中で、小林さんも含めてクマ対策の関係で質問者がおりましたね。そういった中身の中で、ある程度、理解は深められていたのではないかなと思うのだけれども、この意見書は、そういったことがどの辺まで理解されて、理解できないからこの要望書を提出すると。

僕が思ったのは、あれだけ議論を深めたわけだから、この意見書は分かったから下げると、そういう結論を出してくれるのかなと思って超期待したのですけれども、それでなかったわけけれども、その辺ちょっと聞かせてください。

○議長（大西 智君） 4点ほどございます。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

まず1点目、必要な制度改善についてなのですけれども、今回、緊急銃猟制度というのが、改正鳥獣保護管理法の中でできましたけれども、緊急銃猟制度の中には、課題というのが4点ほどあります。

一般質問の中でも幾つかには触れたのですけれども、簡単に言いますと、まず責任問題をめぐるハンターの不安の解消ですね。

それから、北海道新聞が9月にアンケート調査した結果によると、緊急銃猟が可能な状況で検討すると答えたのは、179市町村のうち、4割にとどまっています。それから9割以上が緊急銃猟の実施に不安があると回答しています。

発砲時のリスク回避や専門知識を持つ職員の確保など、運用上の課題が解消されていないという実態が明らかになりましたので、まず、その不安を解消することが必要であると、制度の中で。

二つ目は、実施するための自治体の整備体制、これが二つ目の課題になっています。

これも共同通信が、北海道のやはり179市町村に9月上旬に行った調査では、緊急銃猟については、体制が整っていると回答した自治体数は僅か9自治体にとどまっています。

体制が整っていない理由には、警察や猟友会との協議やマニュアルの作成が終わっていないとの回答が70件以上にも上っていますので、やはり実施するための各自治体の整備体制、これがやっぱりスムーズにできるようなことが必要になってくるのではないかと、課題の二つ目として挙げられます。

三つ目は、ハンターの問題です。

高度な力量を持つハンターの確保、これが一般質問の中でもありましたけれども、洞爺湖町には10何名いるということなのですけれども、これがやっぱり、全国的に見ても厳しいということです。

銃猟免許を有するハンターは、全国的に見ても減少傾向で推移し、高齢化も進んでいます。大日本猟友会というところがあるのでのですけれども、その会長さんによると、クマの銃猟に慣れたハンターはごく一握りだと、取材で答えています。

ハンターは一発で仕留められる場合でないとは打たないということなのですね。したがって、クマと対峙し一発で仕留められる力量を持ったハンターがどれぐらいいるだろうかと。緊急銃猟制度に対応できるハンターをどのように確保していくのか、この制度を持続可能なものとしていくためには、やはりまだ検討も必要だという、課題の三つ目です。

四つ目が、住民の命、暮らしを守る緊急対応ということで。

クマによる被害から地域住民の命を守るために、自治体が捕獲体制や出没防止対策を強化できるように、緊急に手だてを打つとともに、現場がクマ被害対策に安心して取り組めるように、補正予算も、今回、国会でも道でもついたのでのですけれども。

それ以上に大幅に予算を増額するなど、支援を強化してほしいという、この緊急銃猟制度については四つの課題が出ていますので、そういう改善が必要だということです。

二つ目の質問です。財政支援の金額は幾らかということでしたか。ちょっと3番目と

ちょっと重なってしまう部分があるのですけれども。

○議長（大西 智君） 金額が幾らかということでした。

○2番（小林真奈美君） 金額ですね。環境省のほうで、来年度、令和8年度の予算要求額、たしか先ほど、議員は34億円と言っていたかなと思うのですけれども、私が調べたところによると、37億円、それに加えて、事項要求2億円になっています。

この交付金、ニホンジカ、イノシシ、クマ類などの指定管理鳥獣による被害対策や捕獲を支援するものなので、この環境省が出した予算要求額、満額出ることをこの中では求めています。

それから、4番目、意見書をなぜ取り下げなかったのかということなのですから、私としては、洞爺湖町はこういう取組は先進的な部分で進んでいるということなのですから、ただ財政支援の面については、まだまだほかの自治体とも連携して、やはり国に意見書を出して、要望することが私は必要だと思いますので、取り下げることは行いませんでした。

あと、地域への経済効果なのですから、やっぱりクマが出没することによって、一般質問でも言いましたが、温泉、西山火口にも何年か前に出たということ、目撃情報があったということなのですから、もしそれが出てしまった場合、観光業にも何かやっぱり、かなり影響が出るのではないかなというふうに思っています。

そのためには、もちろん防止をすることが必要なのですから、それに被害が及んだ場合には、やはり財政支援、補償をするということも私は地域の経済活性のために必要ではないかと考えました。

以上です。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今、質問に対して答弁が返ってきたのですが、何か、今の総理大臣と同じような、何か質問した内容をたぶらかして、別なことで答弁しているように聞こえてなかったんだよね、自分は。

あまり自分、今の、あまり好きなほうではないのだけれども、財政支援というのはどのぐらい必要なのかとか、それから地域経済を活性化するためにどんな予算措置を講じるのか。ここに意見書を書いているわけですよ。

それから、予算を満額措置することができるように予算を拡充。したがって、私は新聞のマスコミで報道の記事を読んで、34億円と記憶しているのですが、あなたは37億円、37億なら37億で、今はいいでしょう。

だけど、どのぐらいの総額が必要なのかって、どうなのですか、その辺は。随分いろいろなことを申し上げているけれども、それは自分もあまり反対にすることではないのだけれども、ただ、書いている意見書の中身が、予算措置を講じることとか、財政支援をすることとか、あるいはまた、地域経済を活性化するための予算措置を講じることとか、それから、予算を満額措置することができるように予算を拡充することとか。

それがこうこうだから、意見書を出すのですという、自分はあまり頭がいいほうではない

のだけれども、説得できるような答弁をいただけますか。

○議長（大西 智君） 具体的にということなのでしょうけれども。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。説明が足らなくて、そして説得力のある回答というふうにはいかないかもしれないのですけれども、私の調べたところによると、満額というのは、やっぱり環境省が出している予算、要求額ですね、来年度の。

要求額で、環境省としては必要な予算要求額を出しているのです、私としては、そこに示してあった37億円に加えて、事項要求2億円ということで答弁させていただきました。説得力は全然ないかもしれませんが。

それから、地域経済がどういうふうに活性化するというのは、先ほども言いましたけれども、クマの被害、出没の影響であった場合に、やっぱり業者に対する支援を幾らになるのか、そういうのはありませんけれども、大手の保険会社も、そういうことに対して初めて保険をつくったという話もしましたけれども、そういうような業者に対する支援策、具体的でなくてすみません。そういうのも必要じゃないかと。

あとそれから、クマが出た場合の小中学校に対する、そういう送り迎えの支援なんかも、やっぱり財政的なものというのは、各自治体に任すのではなくて、やはり国としても、やっぱりきちっと財政的な支援をすることによって、クマの対策が各自治体でも進んでいくのではないかというふうに思いました。説得力がなくてすみません。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 財政支援とかって、それから予算措置とかって、その地方自治体に、あなた方、予算を持てということにはなっていませんよ。いや、なっていませんよ。これは勘違いしないでほしいと思うんだよね。

いわゆる、やはり国も道も、当然、洞爺湖町で、今回の一般質問の答弁などを聞いていると、本当に、前向きに努力されていますよ、そういう被害が出ないような。だから、そのことを考えたならば、それなりの努力は各自治体でもやっているし、道あたりでも、それなりに、それこそ予算措置をするのではないかと。していますよ、4,000万。

それから、国も今回の補正の中で、37億プラス2億というのだから、39億ですか。それ、自分の認識不足かも知れないけれども、それなりの予算措置を講じていますよ。それ以上のどのぐらいの予算措置が必要なのかということは、言葉では満度、満度と言うけれども、その満度額というのはどうなのですかね。

○議長（大西 智君） 繰り返しの答弁になるかもしれないのですけれども、できればしていただければと思います。

○2番（小林真奈美君） この環境省が出した予算額を満額通してほしいと、来年度の令和8年度の予算編成に当たっては通してほしいという、これは、今までよりも、指定管理鳥獣対策事業交付金、多く拡充していますので、それを国としても、来年度の環境省が出した予算要求額を満度に認めてほしいということになります。

これ以上、どういうふうに、ちょっと説明していいのか分からないのですけれども。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

これで、質疑を終了いたします。

お戻りください。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番、石川邦子議員。

○1 番（石川邦子君） 今回、一般質問で、私もクマ対策については質問しておりますので、いろいろと勉強をさせていただきました。

クマ対策の予算措置につきましては、今年度当初予算として1億ありました。それで、その後、補正予算34億で、計35億だと、私もそう認識しております。それで、この35億を非常に大きな額だと私も思いました、これは。

それを、国がクマ対策パッケージ、パッケージをつくって、そこに緊急銃猟の、先ほどの話も全部含まれています。それで、国の直轄の事業としての額、それと自治体への交付金、この2本立てになっています、この予算については。それで、この2本立てで予算措置をされる予定です。

また、地方の単独事業として実施する、クマの駆除等に対する経費についても、地方特別交付税の措置を講じるとのことの予定のようでございます。

これは今年の予算なので、新年度予算について、それについてもある程度のクマ対策については今年度の予算の中で、備品、箱わななどの備品だとか、いろんなものはある程度、交付される税で賄う部分もあると思いますが、それで実際に駆除も進んでおりますので、新年度についてもどの程度の予算がかかるのかというのは未定だと思います。

それで、私は、はっきり言って、このタイミングでこの意見書を出すのは、ちょっとどうなのかなと思いますので、反対いたします。

○議長（大西 智君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5 番、今野議員。

○5 番（今野幸子君） 意見書案第9号クマ対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書（案）に賛成の立場で討論します。

ツキノワグマ、ヒグマによる被害は、農作物に限らず、犬や牛、そして人にまで襲いかかり、命を奪っています。クマの出没は、山中から市街地へと広がり、その影響は、クマの駆除費用の増大に加え、地方自治体によるイベント等の中止や、飲食店や登山、スキーやキャンプ、観光地での宿泊のキャンセルなどと、物流にまでも混乱を引き起こしている状況となっており、既に地方財政で負担できる限界を超えていると言われてしています。

このことから、この状況に対して、北海道東北地方知事会は、箱わなの不足、そしてわなを設置する人、そして見回りする人など、人員の不足、日常生活への深刻な影響に対しての

予算拡充など、クマ類の管理及び被害防止対策への支援強化、緊急要請を出すに至りました。

また、ハンターの報酬や保障などでは、発砲弾丸1発750円から1,000円程度の、これを数発打つと、既に数千円かかります。鳥獣被害防止総合対策交付金が、今年度2億から37億へと増額されましたが、捕獲活動支援では、1頭当たり8,000円と定められているなど、自治会により、時給1,000円ほどからハンター1人当たり3万円などばらばらで、国による統一もなされていません。

また、緊急銃猟ではハンターの公務災害は対象外となっていますことから、ハンターへの保障の確立が必要となっています。

また、発砲時における責任も曖昧で、実際、北海道では、現在上告中の裁判では、市の委託を受け、市職員と警察立会いの下、ヒグマを駆除したにもかかわらず、公安委員会の許可なしに発砲したとして、銃の所持許可を取り消されるなど、札幌高裁では責任の空白と制度の設計の欠陥を現場に突きつける出来事だとして公表されています。

環境省の緊急銃猟についての資料には、緊急銃猟は市町村が行い、最終的責任は市町村が負う。物損事故は市町村長が補償、人身事故は国家賠償法に基づき、市町村が賠償するとしています。発砲許可が出て、発砲責任は、結局はハンターにあるなど、安心してできる状況ではありません。

このようなことから、意見書案第9号クマ対策推進のために国の責任で予算措置拡充などを求める意見書（案）に賛成するものとします。

○議長（大西 智君） これで、討論を終了いたします。

これから、意見書案第9号クマ対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、クマ対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第9号クマ対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書（案）については否決されました。

◎意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第18、意見書案第10号将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小林議員。

○2番（小林真奈美君） 意見書案第10号。

令和7年12月10日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、小林真奈美。賛成議員、今野幸子。

将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣。

裏面をご覧ください。読み上げます。

将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書（案）。

少子高齢化が進む中において、地方では特に人口減少が激しい上、昨今の急激な人件費の増加、光熱費・食材料費の高騰なども相まって、現在の医療機関、介護施設等（以下、医療機関等という）を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。

日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、日本慢性期医療協会、全国自治体病院協議会の6団体が、地域医療はもう崩壊寸前と指摘した。2024年度診療報酬改定後に、医業利益の赤字病院の割合は69%にまで及んでいる。こうした経営不振や医師の高齢化等もあり、倒産・廃業が過去最多を更新している。

介護事業においても、事業者の倒産が、昨年、過去最多に上っており、特に、訪問介護事業は、介護報酬の引下げなどの影響によって、大変厳しい経営状況にある。このままでは、医療機関等における人材確保がさらに難しくなり、地域における医療・介護が維持できなくなる。

ほかの一般の分野では、価格転嫁という手法も取られるが、公定価格により運営する医療機関等は、その上昇分を価格に転嫁することができないため、賃上げと物価高騰、さらには、日進月歩する技術革新への対応等も踏まえた、適正な診療報酬や介護報酬（以下、診療報酬等という）の設定が必要である。

よって、国においては、医療機関等の経営悪化へ歯止めをかけるよう、診療報酬等の在り方も含め、引き続き戦略的かつ継続的に対処すること。

また、エネルギー、原材料及び資材価格の高騰によって、国が定める診療報酬等により経営を行う医療機関等に大きな影響が出たことから、経営に必要な経費について、令和6年度診療報酬改定等で対応されたところであるが、なお不足が生じる場合は、臨時的な診療報酬等の改定や、国による補助制度の創設により、全国一律の対策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和7年12月10日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 社会保障とは、ご存じのとおり、年金医療介護ということなのです

が、ここは年金が外れて、医療と介護の提供を求める意見書ということになっているのですが。

今、医療機関を取り巻く環境が厳しいということは、自分もある程度熟知しているつもりでおりますけれども、どうもこの内容で、本当に洞爺湖町議会としての意見書を採択して、国に送るという内容のものには、自分はあまり内容的に理解できないのですよね。

というのは、あまりあなたのように、そういういろいろな専門的な用語も使って、分からないところも多いと思うのですが、そこで聞きたいのは、不足が生じる場合は臨時的な診療報酬等の改定や国による補助制度の創設により全国一律の対策を講じるよう強く要望すると。

その地域、地域によって、医療機関を取り巻く環境というのは違う部分、同等の場合もあるだろうけれども、違う部分もあるのだけれども、ここで言う、不足を生じる場合は臨時的な診療報酬等の改定や国による補助制度の創設により全国一律の対策を講ずるよう強く要望するというのは、ここ、ちょっと分からないんだよね。ここ、特に分からない。教えていただきたい。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

意見書の中の部分で、不足が生じる場合は臨時的な診療報酬等の改定や国による補助制度の創設により全国一律の対策を講ずるよう強く要望するというところの部分の詳しい説明をという質問だったかと思います。

それで、この診療報酬の改定については、2年に一度行われることになっていて、昨年2024年度がその2年目に当たりましたので、診療報酬の改定が行われました。なので、次の診療報酬の改定は2年後ということになります。

2024年の診療報酬の改定というのは、特に、いつもの改定と違うのは、トリプル改定とも言われていました。それはどういうことかということ、診療報酬だけではなくて、実は介護報酬、それから障害福祉サービス等報酬も2024年に同時に改定されて、これは6年に一度の機会なんだそうです。

だから、改定率については、全体改定率については、マイナスになったのですけれども、診療報酬本体はプラス0.88%の引上げとなりましたが、ただこれ、何年かぶりのプラスの改定ということだったのですけれども。

ただ、この0.88%だけでは、今の物価高騰、文章の中にもありましたけれども、資材の確保とか、それから、働く人たちの賃金の保障とかは、全く間に合わなくて、それで、結果的には過去最多の廃業、倒産を余儀なくされる、そういう病院が7割にも及んだという、そういうことになっています。

なので、次の診療報酬の改定を待つのではなくて、臨時的な、やはり診療報酬等の改定、それから国による補助制度の創設によって、これ、全国一律の対策を講ずるよう意見書では要望していますが、全国一律というのは、地方によってそれぞれの違いがあるのではないかという議員のお話でしたけれども。

この診療報酬は、必要な治療は全て保険で給付する、それから安全、有効な治療は速やかに保険適用するという原則に基づいているのですけれども、そうすると、やはり地方ごとの対応ではなくて、やはり全国一律の対応が必要になってくるということで私は理解をしています。

以上です。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 自分も4日ほど前に緊急に病院に行った一人なのですが、それで、医療機関というのは大事であるということは、私は、それは十分理解しております。

医療の今の取り巻く環境というのはどういう状況下にあるのかなということは、あまり熟知していないから発言は割愛しますけれども、ただ、やはりこの改正をすることによって財源が必要でしょう、財源が。その財源というのはどの財源を使えばいいのですか。

それと併せて、今回の物価高対策ということで、18兆3,034億円だったかな。それを計上して、地方自治体にある程度、2兆円ほど確保して委ねると、任せるということになっているのですが、その18兆3,034億円のうちの11億円は国債発行だと。

国債発行することはけしからんと言っているのは、今の自民党、維新、公明党、国民民主党は補正に賛成ですから、賛成なのだけでも、あなたの応援しているところも反対なんだよね。だとすれば、どこからそういう財源が確保されるのですか。この診療を守るための財源というのはどこから来るのですか。

私は、国債発行というのは、あまり自分はいいい方法でないかと、次世代に借金を押しつけるような、若者や子どもに借金を押しつけるような、そういう予算編成というのはいかななものかなと思っています。

ただ、富裕層のほうで全部たまっているだろうと。それをもらえばいいのではないのかという単純な議論もあるようだけれども、ここで言う財源というのは、どういう財源を充当したら、あなた、提出者としては満足いくのですか。お願いします。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

質問の財源の前に、町内の医療機関、それから、介護事業所に携わっている人に、先日お話を聞いてきました。例えば、今、洞爺湖町の中で、やっぱり中心な医療になっているのは協会病院かと思えますけれども、町からも毎年2,300万円程度の補助金が行っているのですけれども、救急医療に関して。

ただ、もう本当にそれだけでは全く足りなくて、今、協会病院は4棟ある病棟のうち、一つを閉じているそうです。それから、町民の方から眼科をつくってほしいという声も、病院のほうは聞いているのですけれども、全く、それに対するも設備投資をする余裕がないとおっしゃっていました。

だから、実は本当は、その2,300万円の補助も実はもうちょっと増やしてほしいということで、多分、町のほうには要望を言っていると思うのですけれども、やっぱり今の状況の中

では難しいかもしれませんが、私はぜひ検討していただきたいとは思っていますが。

その中でも、今、協会病院は整形外科の外来をつくって、お医者さんが常駐して、いますので、結構、それで患者さんも来ているので、そういう努力もしているというお話でしたけれども、やはりそれでも、なお赤字経営はどのぐらい赤字があるかというのは、私は詳しくは聞きませんでしたけれども、大変だということでした。

それから介護事業所についても、やはり人員不足、もうこれ以上、介護する利用者さんを増やせない状態になっている。退職する人もいて、退職した後も何とかその少ない人数でやりくりをしなければならないという状況の中で、本当にその介護に携わる方々もすごく精神的にも肉体的にも逼迫しているという状況でした。

○議長（大西 智君） 小林議員、まとめていただきたいのですけれども。質問の内容というのは財源の部分なので、そこをちょっとお願いしたいと思います。

○2番（小林真奈美君） 財源については、これは多分いろいろな考え方があると思います。

日本共産党としては、税金の使い方だと思うのですね。どこに何を使うかという部分になると思います。

防衛費に何十何兆円も使うのかとか、必要があるのかとか、医療費を削減する必要があるのかとか、詳しい財源は幾ら必要ですということは、ここでは答えることができなくて申し訳ないのですけれども、やはり税金の、どこに何を使うかというのが、やはり考え方じゃないかなと思っています。

私は、やはり国民の命や安全安心を守る医療、介護、そういうところに、もっと私は私たちが出した税金を使ってほしいなと思っています。

答えになってないかもしれませんが、以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで、質疑を終了いたします。

お戻りください。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければ、次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 意見書案第10号将来にわたる安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書（案）に賛成の立場で討論させていただきます。

高度な医療や研究、医師の育成を担い、地域の病院に医師の派遣などを行っている大学病院、また高度医療のほか、採算性の難しい僻地医療も支える自治体病院など、これらが潰れれば、国民の医療は崩壊してしまいます。

2024年度の診療報酬改定では、全体的には0.12%引下げとなり、内容も急性期対応、病床の削減が進められ、看護師の配置も7対1病床と最も厳しくなっています。平均入院日数短縮、16日を過ぎた患者が退院を迫られるといったことや、治りにくい高齢者の入院が敬遠されることにもなりかねません。

200床以下の中小病院では、急性期病床の維持が困難になるところも出てくると指摘がされています。また、診療所を中心とした診療報酬を0.25%まで引き下げ、特に糖尿病や高血圧、高脂血症の三つの慢性疾患の診療報酬が大幅にカットされるなど、在宅医療を担う診療所の収入減も危惧されています。

同時に、診療報酬の引下げは患者負担にも大きくつながり、ジェネリック医薬品があるものについては、窓口負担の引上げ、患者によっては自己負担が3倍になるようなこともあり得ます。入院時や食事代の負担等の負担増など、患者負担にもつながっていきます。

このままでは、医療の提供する側も、そして受ける側にとっても、安全安心な医療・介護が危ぶまれます。このようなことから、意見書案第10号将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書（案）に対し、賛成いたします。

○議長（大西 智君） これで、討論を終了いたします。

これから、意見書案第10号将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案の、将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第10号将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書（案）については、否決されました。

◎陳情第1号の上程、朗読

○議長（大西 智君） 日程第19、陳情第1号洞爺湖町議会議員の定数見直しに関する陳情についてを議題といたします。

事務局職員に朗読させます。

○事務局 それでは、朗読させていただきます。

令和7年10月1日、陳情書、洞爺湖町議会議長、大西智様。

陳情者、代表、北島良人氏。ほか、鈴木雅善氏、福島浩二氏、大西英生氏、三浦和則氏、高橋哲也氏、京谷一弘氏でございます。

件名、洞爺湖町議会議員の定数見直しに関する陳情書。

趣旨でございます。現行の議員定数を見直し、効率的かつ質の高い議会運営の改革を断行されるよう、ここに陳情いたします。

理由でございます。

1、厳しい財政状況への対応。

我が町では人口減少と高齢化の進展が著しく、昭和40年代のピーク時から人口がほぼ半減しています。この人口規模に見合った持続可能な財政運営が急務です。地方財政が厳しさを増す中、町議会には経費削減を率先し、行財政改革を推進する責務があります。議員定数を見直すことは、議会経費を直接的に削減する具体的な一歩となります。

2、議会の質の向上と少数精鋭化。

議会定数を見直すことで、議員1人当たりの役割と責任をより明確にし、少数精鋭の体制を確立すべきです。これにより、議員は専門性と政策立案能力の向上に一層努めることとなり、結果として、行政の監視機能と政策提言の質を飛躍的に強化できます。

3、多様な民意の新たな反映方法の模索。

地方分権が進展する中、議会には不断の改革が求められています。そのため、議員定数の削減を行いつつ、住民意見交換会などを積極的に活用し、多様な民意を的確に把握する新しい仕組みを構築すべきです。こうした取組を通じて、住民により開かれた効率的で質の高い議会を実現できます。

以上の理由から、洞爺湖町議会におかれましては、町の将来を見据え、勇気ある決断をもって議員定数の見直しについて真摯にご審議いただき、町民の負託に応える効率的で質の高い議会へと変革されることを強く要望いたします。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 朗読を終わります。

◎洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会委員の選任について

○議長（大西 智君） ここでお諮りいたします。

本件は、7人の委員で構成する洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会を設置し、これに付託し、審査することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号洞爺湖町議会議員の定数見直しに関する陳情については、7人の委員で構成する洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになります。

これから、職員に名簿を配付させます。

お諮りいたします。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付の名簿

のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、特別委員については、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に、洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会は、委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

（午後 4時06分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、会議を続けます。

（午後 4時15分）

○議長（大西 智君） 休憩中に、洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元に参りましたので、報告をいたします。

委員長には板垣委員、副委員長には五十嵐委員と決定いたしました。

◎名誉町民に対する黙禱

○議長（大西 智君） ここで、下道町長から発言の申出がありますので、これを許します。

下道町長。

○町長（下道英明君） 本日は令和7年最終の会議でございます。次回会議まで休会という節目に当たり、洞爺湖町の発展と地域社会のために献身されました名誉町民のご功績に改めて思いを致す機会といたしたく、この議場において、黙禱をお願いするものであります。

本町の発展に永きにわたり多大なるお力添えを賜り、名誉町民として顕彰しております長崎良夫元洞爺湖町長が本年8月7日、朝倉英隆元議会議長が本年11月30日、相次いでご逝去されました。

ここに深い敬意と感謝の意を表し、議会議員、町職員幹部各位の皆様とともに、心より哀悼の誠をささげるものであります。

議場にて黙禱をお願いしたい旨、発言させていただきました。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ただいま、下道町長より、長崎元町長、朝倉元議長2名の名誉町民に対しての黙禱のお話がありました。

ここで、皆様と、名誉町民両名に対するご功績に対し感謝するとともに、哀悼の意をささげ、そしてご冥福をお祈りし、黙禱を行いたいと思います。

ご起立願います。

黙禱。

黙禱を終わります。

ご着席ください。ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から３月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 ４時１９分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員